

令和2年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

## 予算特別委員会審査記録

日 時 令和2年2月26日(水) 午前10時00分～午後2時40分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員	谷 直 樹	委 員 長
	岩 田 芳 一	副委員長
	亀 田 優 子	委 員
	清 水 章 好	委 員
	馬 場 哉	委 員
	木 村 武 壽	委 員
	若 山 憲 子	委 員
	大 河 直 幸	委 員
	坂 本 優 子	委 員
	関 谷 智 子	委 員
	長 野 恵津子	委 員
	松 峯 茂	議 長 (オブザーバー)
	小 北 幸 博	副 議 長 (オブザーバー)

説 明 者	山 本 正	管 理 者
	奥 田 敏 晴	副管理者
	堀 口 文 昭	副管理者
	信 貴 康 孝	副管理者
	西 谷 信 夫	副管理者
	島 田 智 雄	井手町参与
	野 村 賢 治	専任副管理者
	その他幹部職員	

付託案件 議案第5号 令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

午前10時00分開会

○谷 直樹委員長 おはようございます。会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

本委員会に報道機関より傍聴及び写真撮影の申し出がありましたので、委員長においてこれを許可しております。

ただ今の出席委員数は11人全員であります。汐見副管理者より欠席の届け出があり、島田参与に出席いただいておりますので、ご報告いたします。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は松峯議長、小北副議長をはじめ、委員各位並びに正・副管理者におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわらず、本委員会にご出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

本委員会は、去る2月14日の本会議において設置をされ、同日に開催をされました第1回目の委員会で正・副委員長を互選の結果、委員長には私、谷が、副委員長には岩田芳一委員さんが選出された次第でございます。

まことに不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、その点ご容赦をいただきまして、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

あらかじめ管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。山本管理者。

○山本 正管理者 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和2年城南衛生管理組合予算特別委員会が開催されましたところ、谷委員長、岩田副委員長をはじめ、委員各位におかれましては何かとご多用中のところ、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、松峯議長、小北副議長におかれましては、公務ご多忙中にもかかわらず、ご臨席を賜り、まことにありがとうございます。

令和2年度は、組合運営の基本方針でございます安心・安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、及びさらなる循環型社会の構築の3つの方針のもと、廃棄物処理施設の計画的整備と適正な維持管理に努め、安定した廃棄物処理事業を継続するとともに、ごみ中継施設の更新事業を推進し、本庁移転及びクリーン21長谷山の老朽化に伴う整備計画の検討、策定を進めることとしています。

また、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と共同して、さらなるごみの適正処理・減量・再資源化などの施策を中心に、安心・安全な廃棄物処理事業を推進することとし、令和2年度一般会計予算の編成をいたしましたところでございます。

令和2年度予算の内容につきましては、「一般会計予算書及び予算説明書」並びに議案第5号参考資料「令和2年度当初予算案の概要」のとおり、取りまとめをいたしましたところでございます。

それでは、案件の詳細につきましては担当より説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○谷 直樹委員長 議事に入ります前に、本委員会に付託をされました議案第5号の審査の方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して審査をしたいと思います。次に、衛生費について審査をしたいと思います。次に、歳入については、全款を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 直樹委員長 ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

#### [議会費・総務費・公債費・予備費]

○谷 直樹委員長 これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第5号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることにいたします。

それではまず、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 それでは、議題となりました議案第5号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計予算のご説明を申し上げます。

なお、以下の説明におきまして、令和2年度一般会計予算書及び予算説明書につきましては「予算書」と、別冊の議案第5号参考資料令和2年度当初予算案の概要につきましては「概要書」と呼ばせていただき、ご説明申し上げたいと存じます。

最初に、歳出の説明に入ります前に、令和2年度予算についての総括的なご説明をさせていただきたいと存じます。概要書の表紙と目次をめぐっていただき、ページの1ページをご覧くださいたく存じます。

一番下に記載をいたしましたが、令和2年度当初予算総額といたしましては42億3,641万1,000円となり、対前年度比較では3億9,882万8,000円の減少となっております。

また、事業費を賄います市町分担金につきましては32億5,906万円となり、対前年度比較で272万8,000円の減少となっております。

次に、概要書の16ページをご覧ください。

事業費及び分担金の推移をグラフでお示しいたしております。棒グラフが事業費、折れ線グラフが市町分担金でございます。

グラフのとおり、これまでも、建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増により歳出総額が増加する中でも、市町分担金につきましては、負担の平準化に最大限努めてまいりましたが、令和2年度についても、引き続き発電収入などの分担金以外の財源の的確な確保を図るほか、し尿やごみの各施設の維持管理経費の減や人件費の減など、分担金への負担要因が減少しましたことにより、市町分担金につきましては、前年度比較272万8,000円の減少となるものでございます。

なお、折れ線グラフのとおり、市町分担金につきましては、平成21年度までは40億円台を超える規模で推移しておりましたが、近年についてはおおむね30億円台の前半で推移しており、これまでの行財政改革の取り組みによりまして累積効果が一定あらわれているものとなっております。

それでは、歳出予算につきまして、議会費、総務費並びに公債費、予備費の順にご説明を申し上げます。

まず、予算書12ページをご覧ください。

議会費からご説明を申し上げます。議会費では、組合議会議員22人の報酬200万6,000円をはじめ、旅費185万5,000円、会議録反訳調整に係ります委託料として75万8,000円などを計上いたしております。これらを含めた議会費合計では471万9,000円となっております。

次に、総務費についてご説明申し上げます。予算書13ページから17ページの総務費では、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等を計上いたしております。

それでは、費目ごとに順次、ご説明を申し上げます。

最初に、予算書13ページから14ページの一般管理費をご覧ください。

予算額は、特別職7人の給与1,361万4,000円及び再任用短時間勤務職員を含む一般職員102人中、管理部門に属する34人分の給与2億8,943万4,000円を計上いたしましたほか、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、職員健康診断等の委託料など、総額3億4,592万9,000円を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをご覧ください。令和2年度は、令和2年1月1日現在の人員及び給与をもとに定期昇給などを考慮し、計上いたしております。

人件費の総額は7億9,377万9,000円で、対前年度比較2,084万8,000円、2.6%の減少となっております。

人件費に関連いたしまして、概要書の18ページから19ページをご覧ください。

ここでは、平成25年度以降に取り組みました行政改革等としての職員給与の適正化や令和2年度の民間委託の状況について記載をいたしております。

18ページに記載のとおり、この間、給与の適正化を着実に進めるとともに、組織の見直しを実施いたしております。

また、安心・安全な工場運営体制の推進といたしまして、概要書20ページにソフト面、ハード面での取り組みの概要をまとめておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書にお戻りいただきまして、14ページ下段から15ページの文書広報費をご覧ください。予算額は、広報紙の発行と環境まつりに要する経費など936万2,000円を計上いたしております。

概要書25ページをご覧ください。

広報広聴事業計画の概要を記載いたしております。

令和2年度は情報発信媒体のそれぞれの特性を最大限発揮し、世代を問わず有益な情報を積極的に発信するほか、地域・大学との連携、協働関係の構築を図り、さらなる循環型社会の構築に向けた活動を進めることとしております。

主な項目といたしましては、これまでも実施しておりますホームページ、フェイスブック、広報紙による情報発信に加え、組合キャラクターを積極的に活用し、より効果的な環境啓発や情報発信を図ることとしております。また、環境まつりにつきましては、折居清掃工場更新事業の完了記念イベントとして、会場をこれまでの城陽市長谷山エリアからクリーンパーク折居に変更して、実施を計画しております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページ下段の財政管理費をご覧ください。

基金への積立金など合計4,598万3,000円を計上いたしております。

なお、財政調整基金及び転廃業助成基金の現在高の状況等につきましては、概要書9ページをご覧ください。

①の財政調整基金は、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当いたしております。令和2年度当初予算では取り崩しを予定せず、令和2年度末現在高を3億830万5,000円と見込んでおります。

また、②の転廃業助成基金でございますが、令和2年度においては、事業協同組合へのし尿収集運搬業務の委託廃止に伴う清算金として、転廃業助成金が3台分発生することにより1億1,361万円を取り崩すこととしております。

一方、転廃業助成基金への積立金でございますが、令和2年度におきましても、助成金原資の確保のため3,000万円の定額積立を行うことといたしております。これにより、令和2年度末現在高を2億4,332万1,000円と見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページをご覧ください。

会計管理費では、共通事務用品の一括購入費や災害保険料など、合計553万6,000円を計上し、またその下の企画費では、環境マネジメントシステムに係る外部評価等謝礼金など、合計51万2,000円を計上いたしております。

なお、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策につきましては、概要書の21ページにその取り組みの概要を記載いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書の16ページ下段の公平委員会費では委員報酬など2万9,000円を計上し、17ページの監査委員費では委員報酬など30万7,000円を計上いたしております。

続いて、公債費及び予備費についてご説明申し上げます。

まず、公債費でございますが、予算書の26ページをご覧ください。

令和2年度は、平成28年度債の折居清掃工場更新事業債等、計4件の元金償還が開始したことなどにより元金が増加しております。元金で7億1,382万3,000円、利子で2,253万4,000円、合計7億3,635万7,000円を計上いたしております。

なお、今後の組合債の現在高と償還額の推移につきましては、概要書の17ページに現時点の事業計画によります今後の見込みをグラフでお示しておりますので、そちらをご覧ください。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万円をピークに、これまでの建設事業の財源として借り入れしました起債の償還が順次終了し、太枠の令和2年度予算の償還額は、ピーク時の約5割となる7億円台となりましたことにより、義務的経費でございます公債費負担の低減が図られ、分担金負担の縮減にも一定寄与したものとなっております。

公債費の中期的な見込みといたしまして、折れ線グラフでお示いたします現在高につきましては、下の表の3番のリサイクルセンター長谷山建設や、その下4番のクリーンパーク折居の建設に係る組合債発行等の要因により、令和5年度までは60億円台を推移いたしますが、その後は減少に転じる見込みとなっております。

一方、棒グラフでお示いたします償還額につきましては、今後も折居清掃工場更新事業債等の償還を予定しておりますが、起債償還負担が重ならないように建設事業の実施年度を配慮いたしました結果、償還が集中するようなことはなく、安定的な財政運営が図れるものと見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、27ページ、予備費でございますが、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上、歳出予算のうち、議会費、総務費並びに公債費、予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○谷 直樹委員長 これより、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、予算書もしくは予算案の概要書の何ページの項目について質問というふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

長野委員。

○長野恵津子委員 よろしくお願いたします。

予算の概要書の5ページの管理的経費のところを拝見いたしますと、軒並み下がっている中で、安全推進及び人材育成に関する経費というのだけが少し微増しているというところが見られるわけですが、それに関連いたしまして、2点質問させていただきます。

1点目が職員の方々の健康管理についてでございます。現在、実施していらっしゃると思いますが、健康診断、こういったもので受診の状況であるとか、それから長期の病気により休職していらっしゃる職員さんがいらっしゃるのかどうか、そのあたりの健康への取り組みについての現状をお聞かせいただきたいと思いま

す。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 当組合で現在、健康診断の方を行っております。労働安全衛生法に基づきまして定期健康診断ということで、こちらは基本的には全員受診対象ということ、それから12月には特別健康診断ということで、特定業務従事者の健康診断ということで基本的には工場関係の勤務されている方、実際にはうちの方ではそれプラス希望者には受診していただけるようにというふうにしておりますので、實際上、ほぼ全員が対象という形で2回健康診断の方をさせていただいています。

内容につきましても、法で示されている血液検査、尿検査といった、一般的なところプラス胃部の検査、バリウムを飲んでの検査なり、大腸がんの検査、前立腺検査、こういったのも追加で定期健康診断ではあわせてさせていただいているという状況であります。人間ドックを受けられる方につきましては、定期健康診断は受けられておりませんが、人間ドックを個人で受けられるか、うちの方で定期健康診断を受けられるというところで、基本的には年2回受診していただいているという状況で、基本的にはほぼ全員の方に受けていただいているという状況になっています。

あとは長期の休職者につきましては1名がおられるという状況になっております。

○谷 直樹委員長 長野委員。

○長野恵津子委員 ありがとうございます。年2回ほどはほぼ全員の方が受けられているということですね。ありがとうございました。

長期に休職されている方が1名というのはご病気なんでしょうか。それともおけがなんでしょうか。その辺だけプライバシー以外のことでちょっとお聞きできればと思います。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 内容等につきましては、個人の情報なので、一応、人事行政の公表なんかでいきますと、心身の故障によるというような形ではさせていただいていますけども、ご理解いただきたいと思います。

○長野恵津子委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

2点目なんですけれども、職場環境の改善といいますか、こういった仕事柄、女性の職員の方が非常に少ないというか、少ないかと思うんですけども、そのあたりについてのお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。全体の職員の方のうちの女性の今占める割合がどれぐらいなのか、また今後そういった女性の職員の方を増員すると、そういったお考えがあるのかどうか、その辺のお考

えをお聞かせください。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 現行の職員全体によります女性職員ですけれども、6名おります。全体職員としては89名になっておりますので、平成31年4月1日現在ではありますけれども、割合では6.7%という形になっております。

また、女性の採用というか、増員ということになりますけれども、組合では法律に基づきまして、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というものを策定しております。この中で組合全体で継続的に女性職員の活躍推進に向けて取り組んでいるという状況になります。

その目標の中では、当然、増やしていくというようなこともありまして、採用試験をする段においては、まず受験者数に占める女性割合を30%以上にするということ、また女性職員の職域拡大ということで清掃工場配属職員を1人以上にするというようなところを目標に定めてやっております。今回、採用試験もしておりますけれども、30%以上というところの部分についてはちょっと未達ではあったんですけれども、工場関係の配属職員というのは現在3名おりますので、積極的に拡大しているというようなところであります。引き続き女性職員ができる職場というのを、特に工場関係で働いていくところが非常に狭いんですけれども、できる限りやっていただける職場を拡大させてというようなところで進めていきたいというふうには考えております。

○谷 直樹委員長 長野委員。

○長野恵津子委員 ありがとうございます。

女性職員の方の採用試験に30%以上を目指しているということですので、現状では全然届かない状況であると思いますし、今後もまたぜひご尽力していただきたいと思います。

と申しますのは、やはりこういったごみとか環境問題は非常に女性の、家庭でもまた家庭じゃなくても結婚なさる前でも非常に細かな視点といいますか、そういったものに日々接していらっしゃる女性は感じる場所が多いと思いますので、そういった意味で非常に大きな戦力になっていく可能性もあると思いますので、その辺をこれからもぜひやっていただきたい。

現状、この施設の中でも女性トイレを私も使わせていただきますけれども、非常に本当に気の毒だなという思いをすることがございます。それでも、女性ならではのいろんなグッズみたいなのもちゃんと備えていらっしゃるって、なかなか経費がない中、努力されているんだというのは笑ましく思いましたけれども、ぜひそれほど大きくお金をかけなくても改造できる点については女性の声を聞いていただいて、トイレ1つですけれども、またそういったところも大変重要な部分かと思っておりますので、ぜひご検討いただきますようお願い申し上げて終わります。

○谷 直樹委員長 ほかにございませんか。

馬場委員。

○馬場 哉委員 それでは広報についてお聞きをします。

予算書の15ページ、または概要書の25ページになるかと思うんですけども、組合ではデジタル媒体による情報発信をされておりますが、ホームページ、またSNS等で旬の情報発信を積極的に取り入れられている自治体はたくさんあるんですけども、当組合もフェイスブックページを開設されまして、リサイクル工房などの情報をスピーディーに発信されるべく努力をいただいていると思うんですけども、残念なことにフォロワーが少し少な過ぎるようになっております。閲覧してくださる方を増やす策として、構成市町の担当部課に協力いただいたりとかページの紹介のリンクを張ってもらうなどの依頼をされてはどうかと思うんですけど、その点、お聞きをしたいと思います。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 30年12月からSNSということで、スピーディーに、情報を発信するということなり、これまで見ていただけなかった若い世代にも見ていただけるようにというふうなところでSNSをさせていただいております。委員ご指摘のとおり、少しフォロワー数が少ないというところは課題であるというふうには理解しております。これまで組合の出展イベントというところで、昨年であれば、12月の京都府の環境フェスティバル、こちらの方がありまして、こちらの方でうちのキャラクターでありますエネキン、こちらを登場させまして、SNS、フェイスブックのフォローをいただけるような形で名刺を配るなりして、少しアピールをさせていただいたり、また12月に京都文教大学の方でもいき（共生）フェスティバルというのがございまして、こちらの方でもエネキンの方を登場させて、組合の方のアピールをするというふうなところで一定、組合のアピールをする中で、そういったところへの拡大というのでも取り組んではいるんですけども、なかなか少ない状況ではあるかなというふうには思います。

また、最近ではまずは見ていただくというところで、閲覧数を増やすというふうなところでフォロワーにはつながってはいないんですけども、そういったフェイスブック上でのキーワード検索、こういった部分ではひっかかるような形、単語の使い方とか、そういったところを少し工夫しながら投稿を行っているというふうなところはさせていただいております。なかなかフォロワー数としては増えてはいっていないんですけども、そういったところはさせていただきたいというふうには思っております。

状況につきましては、組合としましても課題というふうには認識しております。委員のご指摘のように、構成市町の方の担当課なり、そういったところの協力というところも有効かなとも考えますので、実現可能かどうかも含めて、今後、研究の方はしてまいりたいというふうには思います。

また、この場をお借りしてのお願いとなり、恐縮ではございますけども、議員各位におかれましては、フェイスブックなりをご活用されている方がいらっしゃ

いましたら、ぜひともフォローの方をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○谷 直樹委員長 馬場委員。

○馬場 哉委員 今、なかなか難しいというお話がありましたけれども、SNSの情報発信は記事の内容を含めて難しい面が多々あると思うんですけども、概要書の4にも記載されていますとおり、また今、大学との連携ということに触れられましたので、京都文教大学との連携を検討する中で、当組合が策定している地球元気プランに基づいて、さらなる循環型社会の推進に向けた取り組みと発信を次世代の大学生と共同で行うというのをぜひ考えていただきたいと思いますけども、その点、大学との連携についてももう少しお話を頂戴できたらと思います。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 SNS活用につきましては、若い世代への情報発信というところにも有効だというふうに考えております。また、大学との連携ということになりますけども、この間、平成30年度、令和元年度、この2年間、文教大学さんの授業の中で組合の課題なり地域の生活環境問題、こういったのを課題に、テーマというようにさせていただきまして、授業の中でそういったところに取り組んでいただいているというような形で連携させていただいております。来年度につきましても、引き続きそういったところは連携していきたいというふうに考えていますので、例えばそういう連携のテーマの中でそういったSNS発信、そういったところをテーマにしまして、若い世代の意見を反映させる方法、こういったのも検討していくなり、先方と協議するというようなところがあれば、より有効な方法があるのではないかなとも考えておりますので、そういったところを引き続き進めていきたいというふうには考えております。

○馬場 哉委員 ありがとうございます。結構です。  
以上です。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。  
大河委員。

○大河直幸委員 幾つかお聞きしたいと思います。まず、予算書の15ページの下段になります転廃業助成基金の積立金のちょっと考え方についてお聞かせいただきたいんですが、協同組合が設立されまして、転廃業助成基金については、一括清算するという方向性が示されているというふうに理解をしているんですが、今年度も積み立て、来年度も積立金の方が3,000万ほど計上されています。お聞きをしますと、今、3台分の清算が来年度予定されているということですが、これについては、清算というのはどのようなテンポで進んでいくのか、協同組合が設立されることによって、一括清算がされるという理解でしたので、これは積み

立てがどのテンポで進んで、どのテンポまで継続されるのかということについて、ちょっとこの考え方を整理して、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 転廃業の基金の積立状況ということでご説明させていただきます。

原資の方は基本的に分担金で積み立てさせていただいているということで、トータルで本年度、来年度につきましても3,000万積み立てさせていただくという計画にしております。2年度の3,000万の積み立て後、まだ原資としては少し足りませんので、その不足分については、平成3年度以降に引き続き積み立てというような形で分担金をいただくことになるかなというように考えております。その額については、複数年するのか、単年度で3年度で一括していただくのか、この辺については来年度の3年度の予算の中でまた構成市町さんの方と相談させていただこうというふうには考えております。基本的にはそちらの方で原資も確保できるかなというふうに思っております。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ですから、令和3年度の時点で一括してこの基金については清算を行うと。基金については、基本的にはこの清算が行われますから、なくなる方向だと。その部分で今まで事業者の方とご相談されていた金額などについて足りへん分については、各市町に対して一括してもらうか、それとも分割してもらうかについては方向性は決まっていなくても、令和3年度の時点ではこの基金についてはもうなくなっていくんだという方向で理解したらいいんですね。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 済みません。ちょっと言葉足らずでした。基金としての積立状況が今の状況で、具体的に言いますと、令和2年度に3,000万円積み立てさせていただいて、残りが大体3,800万ぐらい不足しておりますので、その部分については令和3年度で一括でいただくか、複数年にわたって、2年間に分けて構成市町からいただくか、これは予算の中で協議させていただきたいと思っております。

一方で、転廃業助成の方につきましては、現行で約10.43台、本年度末の段階で残っております。そのうち、まず3台の方を令和2年度で転廃業助成という形でさせていただきます。今の積立金がきちっとまだ積み立てていないという状況、それから業者さんの方と協議をする中で、一括でもらうのではなくて、複数年に分けていただきたいという要望もございましたので、その辺を踏まえまして、今の計画でいきますと、令和2年度に3台、令和3年度にも3台、令和4年度に残り台数という形で3年間で清算する考えでおりますので、4年度の段階で転廃業の方は廃止して、基金の方もゼロになるというような形でご理解いただければ

と思います。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 わかりました。この転廃業助成基金の考え方については、ご説明いただいたとおりに理解をさせていただきました。

次にお聞きをしたいのが、予算概要の18ページの行政改革のところにも示されています人件費に関してお聞きをしたいというふうに思います。人件費といいますが、人員の体制のことでありまして、一般職が昨年と比べまして、来年度では3人減員というふうになっています。見せていただきますと、総務課担当課長が減員されるとクリーンパーク折居について事務事業の見直しにおいて2名減員ということですが、クリーンパーク折居については、具体的にはどの部分の事務事業が見直されて、減員に至ったのかということについてご説明をいただきたいというふうに思います。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 クリーンパーク折居の部分でございますけれども、平成30年度から長期包括ということで、SPCの方に一括で委託して事業を運営しております。当組合としてはモニタリング業務というところがまず主になって、平成30年度、1年間運転させていただきました。その中で、一定モニタリングの業務の方も準備といいますか、きちっとできて、仕組みとしてはでき上がりましたので、そういった意味で1年間やっていた体制よりは次の年には1名削減させていただくというような形で効率的に運営ができるというところでさせていただきます。

また、クリーンパーク折居の方では引き続き解体業務も実施しておりまして、30年度、31年度で解体業務という形で、そちらの体制の方もクリーンパーク折居で組んでおりました。29年度で一定建設の方は完了しておりますので、30年度にはその残りの部分も含めて業務にする中で、最終年の31年度については、もう効率的な執行体制というところでもう1名減らせるというような内容になりましたので、クリーンパーク折居の方で2名減員した形で31年度の執行体制を組んだという状況であります。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 モニタリングについては、また衛生費のところでも詳しくお聞かせいただければというふうに思うんですが、モニタリングの人員が減っている、解体業務のところにかかわる人員も減っているということを確認させていただいたというふうに思います。

これ、平成25年からこれまでの行政改革というふうにまとめられているわけですが、一般職というのはこの本組合ではどれぐらいの間、減員されているんですか。平成25年から示されている行政改革、ここに示されていますから、そ

の部分でいうと一般職はどれぐらい減っていらっしゃるのか、ちょっと教えていただいてもいいですか。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 平成25年当時の一般職員は89名でありました。一方で、今回も89名となっておりますので、25年度から令和元年度でいけば、特に減員しているということではございません。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 でしたら、増えたり減ったりして、今のところになっているということなんですね。

○橋本哲也総務課長 はい。

○大河直幸委員 では基本的な考え方をお聞かせいただきたいんですが、本組合でいいますと、委託事業がかなりの数を占めています。先ほどのモニタリングの話もありましたけれども、民間事業者に任せる方向の中で原因が進んでいるのかなというふうに思うんですが、当然、委託事業者についての管理や指導などについては、本組合が責任を持って当たらなければいけないというのは異論のないことかというふうに思います。ただ、危惧するのがこの間何度も言わせていただいているんですが、委託業者にしかノウハウが蓄積されへんようなことがあれば、適正な委託業者への管理、指導ができなくなるんじゃないかと、要は人員がどんどん減る中で、委託事業者に対する依存、言い方がどうなのかあれですけど、依存がどんどん強まっていくことによって、本組合がこの民間事業者に対する指導、管理の徹底の持っている能力を人員が減ることによって失っているんじゃないかというふうな危惧もあるんですが、この点のところはどのようにお考えですか。

○谷 直樹委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 工場運転における知識、経験等につきましては、当組合クリーン21長谷山におきまして、平日昼間、職員で運転管理をさせていただいております。また、この間言われています人材育成の観点からもこのクリーン21長谷山を中心に技術継承を行っていくということで、OJTの育成計画等につきましても、この間取り組みを行っております、引き続き直営で運転している部分で得た知識、経験を今後も継承し、継続してまいりたいというように考えております。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ありがとうございます。クリーン21長谷山の直営部分でのその

経験をしっかりと生かして対応されていくということではありますが、当然、技術、経験を蓄積されているベテラン職員の皆さんが退職を、既に僕、2年間、この衛管議会から抜けていたんですが、この2年の間でもかなりベテランの、やっぱり職員さんが抜けていらっしゃるというか、退職されているというふうに実感をしています。そうやってきたときに、やはりこういった衛管が持っていた、本組合が持っていた技術力に対する知見や、また安全に対する指導などの観点がどのように継承されていっているのかということについては、非常に不安な面も持っています。そこについては、当然、適正にそれを継承できるようにしていただきたいと思いますというふうに思いますので、それは強く要望をしていきたいというふうに思います。

それと、あと新規職員のことについてもお聞きしたいんですが、この間、新採を採用されていると思うんですが、何人募集されて、何人応募があったのかということと、新採の研修、どういったところにまず新人職員さんを配置して、どういった狙いを持って、その新人の職員さんの育成に当たっているのかということについてご説明いただきたいというふうに思います。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 ここ数年の採用試験の状況、3年程度でよろしいですね。

○大河直幸委員 はい。

○橋本哲也総務課長 この間、毎年させてはいただいております。今年度、令和元年度であれば、行政事務職と技術業務職ということで、2種類の採用試験をさせていただきました。ともに採用人数としては若干名という形でさせていただきます。行政事務職であれば、52名の応募に対しまして、今のところ、今年度は合格者としては3名通知を出させていただいております。技術業務職の方につきましては、12名の募集に対しまして採用はゼロという形になっています。前年度、平成30年度、こちらの方は行政事務職を募集させていただきました。こちら若干名という形でさせていただきました。募集に関しては66名の応募に対しまして、採用としては1名という形になっています。その前、29年度は実施しておりませんで、28年度、こちら行政事務職ということで、62名の応募に対しまして2名採用というところが現在の状況となっております。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 行政事務職の方の応募についてはかなりの応募数があつて、採用も順調に進んでいるということでありました。そういった方々を育成するのについてどのような視点でされているのかということをお答えいただきたいのが、ちょっと答弁が漏れていましたので、お願いしたいのと、もう1つは、今お聞きしていますと、技術職のところ応募が12名あったんだけど、採用がなかったということでありまして、採用に至らなかった理由についてお聞かせいただき

たいというふうに思います。特に技術職の部分については、本組合だけではなくて、各市町においても技術職の職員確保というのは本当に非常に今厳しくなっているかというふうに思います。そこで、やっぱりベテラン職員から若い職員の方への技術継承といっても、技術職職員が入ってこなければ、これ、継承できないわけですから、技術職職員のところでの採用ができなかった理由について、またどのようにこれを今後対応を進めていかれるのかについてもお聞かせいただければと思います。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 基本的に人材育成についてということになります。新人職員についてというのもあるんですけども、うちにつきましては、人材育成計画という形を持ちまして、その中で階層に応じた職員研修の実施なり、各職場に応じたのOJTの実施、また人事評価制度も実施しておりますので、そちらにおける個別育成教育というようなところを3つの柱に人材育成ということで、やはり組合の使命である管内住民の生活環境の保全と向上、これには組織力の向上が必要というふうになっておりますので、組織の担い手である職員自身の意識改革、能力開発が必要というところで、人材こそが最も重要な経営資源というふうな考えのもと、それぞれの職員の方に対して教育をしているという状況になっております。技術業務職への応募、これが非常に少ないという状況で、今回について、採用はゼロという状況になりました。

基本的にはそれぞれ筆記試験をした上で面接というような形で、面接におきましても、まず集団討論をしていただいて、その上で個別面接をするというような形で、人材を見るというところに重点を置きまして採用試験の方を実施しております。当然、その中で面接官の点数なり、当然、評価しますので、一定の水準には満たなかったというところで、技術業務職についての採用には至らなかったという形になっています。言われておりますように、やはりなかなか技術業務職としての採用は非常に厳しいものがございます。そういった意味で、何とか技術業務職についても門戸を広げたいというようなところで、今回の採用でいけば、40歳まで可能というような形で幅を広げさせていただいて、何とか経験がある方に来ていただけないかなというのも含めて採用試験の方はさせていただいたんですけども、実際としては、ちょっと達しなかったというところで採用には至らなかったという状況であります。

今後につきましても、当組合、現場の業務というのは最重要項目でございますので、やはり技術業務職というのは引き続き採用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。今現状でいきますと、行政事務職の方で入っていただいて、人事交流というような形にはなりますけども、やはり配置せざるを得ませんので、適性を見ながら行政事務の採用をした方についても、現場の方に回せるような人材がいれば、そちらの方に回させていただいて、その中で工場の方でOJTなり、教育の方をしていただいて、技術業務職の職としてやっていただくというような形で配置させていただいているのも、今のところ現状でございます。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 技術職の職員さんの確保については、本当にご苦労されているというふうに思います。この点については、引き続きさまざまな点でのご努力をいただきまして、城南衛生管理組合の持つこの意義や役割なども発信していただき、ぜひご努力いただきたいなというふうに思います。

それと、最後にお聞きしたいのが本組合の広報紙の扱いについてお聞きをしたいんですが、現在、新聞への折り込みという形で採用されているかなというふうに思います。折り込みとなった経過がわかれば教えていただきたいのと、あと府や市の広報紙については、これ、全戸配布という形で配っておられますね。私、個人的にかもしれませんけれども、新聞の折り込みというのはいろいろな広告が入りますから、なかなか注目がされないんですね。その一方で、府や市の広報紙というのは全戸で入りますから、そうすると、やっぱり皆さん、よく見るんですよ。そういった府や市の広報紙の中に本組合の広報紙を、例えば折り込むような形で協力を依頼するとか、そういったことができないのか。当然、新聞をとっていらっしゃらない世帯も今増えていますからね。その点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 広報紙の配布状況ですけれども、ご指摘のとおり、新聞折り込みにさせていただいています。過去については、おそらく新聞の方をほとんどとられている世帯が過去は多かったというふうに思います。そういう意味では、新聞折り込みをすることで、おおむねの世帯に到達するのかなというところもあって、今の新聞折り込みをさせていただいているのかなというふうには考えております。ご指摘のとおり、そもそも今、新聞折り込みの方をされていない、要は新聞をとられていない方も増えてきております。そういった意味では配布状況というのは全てに行き渡っているという状況ではないかなと思っています。ポスティングという形で戸別配布という形の検討もさせていただいております。実際のところでいきますと、新聞折り込みですと大体平均4円ぐらいで折り込みできるんですけども、ポスティングになると、研究してまだ具体的には見ておりませんが、5円、6円といった形で、やはりポスティングになると経費が高くなるという状況はございます。また、市町も一緒にポスティングできないのかというところも一定、確認はしておりますけれども、まず発行日にばらつきがあるというところで、当組合の場合であれば、第1火曜日という形でしておりますので、そこが構成市町と合わないというところ、また構成市町の中でもポスティングされているところと新聞折り込みされているところ、さまざまございますので、そういった意味では一定、統一した扱いがちょっと難しいというところもありまして、今のところは新聞折り込みの方でさせていただいております。

ご指摘のとおり、少し新聞折り込みですと紛れ込む、ほかの広告とまざってしまうということがあるのかなとは思いますが、その辺を解消すべく、やっぱ

りインパクトのあるような紙面、見ていただけるような紙面、こういったものを日々研究しながら広報担当の方は作成しておりますので、そういったところで何とか見ていただける、手にとってもらえるような広報紙作成に引き続きに努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 最後、意見だけにしておきますけれども、市町のところではさまざまな配布方法があるということですが、府政だよりについては、多分全戸配布をされているのかなというふうに思います。こうなってくると、京都府などとも協力をお願いしまして、府政だよりに折り込みというのは1つのあり得る手段なのかなというふうに思います。また、発行日についても第1火曜日というふうにおっしゃいましたけれども、発行日についても府になるか、市町になるかわかりませんが、そこと合わせて発行日を柔軟に変えていくという考え方もできるのかなというふうに思います。広報紙については、本当に非常にいい内容が書いていると私は思っておりまして、すごく参考になります。環境面のごみ減量などについて非常に重要な発信をされていますので、これがなかなか管轄地域の住民の皆さんの目に触れないということの現状というもったいないというふうに思うんですね。ですので、いろいろなやり方があるかというふうに思いますので、ぜひ研究いただきまして、できれば全戸配布のような形で皆様の目に触れるような形で対応できないかというのは引き続き研究いただきたいというふうに思います。

お願いして、以上で終わりたいと思います。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 概要書5ページと、それから19ページあたりでちょっと質問をさせていただきたいと思います。

5ページは物件費ということで委託に係る予算が載っておりますが、その合計を見ていまして、令和2年度で総額約20億近く物件費として計上され、これは衛管の予算総額の約半分近くになるわけなので、中身としては非常に重要だというふうな認識をしております。

そこでお伺いしたいのは、物件費の中でもその比重が高い焼却施設クリーン21長谷山と、それからクリーンパーク折居の運転委託料についてそれぞれ委託内容の内訳を教えてください。また、あわせてそれぞれの施設の職員体制の内訳、衛管職員の人数とSPCの職員の人数を教えてください。

○谷 直樹委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 クリーン21長谷山とクリーンパーク折居、こちらの方の運転委託のそれぞれ内容ということでございますけれども、まずク

リーン21長谷山の運転委託内容は、夜間、土曜日、日曜日、それと年末年始の焼却施設全般の運転業務、これと平日昼間の灰出しの業務と灰出し設備の運転、こちらの方の業務を委託しております。委託料の方は税別で年間9,098万4,000円となっております。

また、クリーン21長谷山では、そのほかに不燃ごみの破碎処理施設でございますリサイクルセンター長谷山、こちらの方に搬入される廃棄物のうち破碎処理が困難なもの、畳であるとか、そういったものなんですけども、こちらについてクリーン21長谷山の切断機の方で切断して焼却処理をするということをしておるんですけども、この切断機を運転する業務、こちらと処理困難物であるスプリングマットレス、こちらの解体処理を行う業務、あと、小動物焼却炉の運転業務、この3つの業務を一括で委託をしております、こちらの方の委託を平成24年度から実施しております。こちらの3つの処理困難物の処理等の業務の委託の方は税別で年間960万円となっております。

クリーンパーク折居の委託内容でございますけども、DBO方式で20年間の焼却施設の運営業務の方を特別目的会社であるSPCの方に委託をしております。

令和2年度の委託料のうち、クリーン21長谷山との比較でいうと人件費の部分になりますけれども、こちらの方が税別で1億6,724万4,000円となっております。

続きまして、それぞれの職員体制の内訳というところでございます。

クリーン21長谷山の業務としましては、焼却施設の維持管理、運転業務、廃棄物の受け入れ、指導、奥山埋立処分地とそれの浸出水を処理する排水処理施設、こちらの方の維持管理を行っておりますけども、職員の方は全員で25名となっております。また、焼却の運転を委託しています委託業者の人数でございますけども、こちらの方は18名となっております。

続きまして、クリーンパーク折居の職員数ですけども、組合の職員といたしましては、主に運転、運営のモニタリング監視業務を行っている4名ということになっております。また、委託業者、SPCの方の焼却施設の維持管理、運転業務を行っている人数でございますけども、こちらの方が27名となっております。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今お聞きして、かなり委託の方も大事な業務を担当していただいているということでもわかりました。先ほどの質疑を聞いていまして、モニタリングも効率的にできるようになったから減らしていくとかいう答弁なんですけど、やっぱり衛管の職員そのものをしっかりと体制維持して運営していくということが非常に重要だと思います。実際クリーンパーク折居とかリサイクルセンター長谷山でも委託先での事故とか、そういうことも発生していますので、技術の継承とか安全運転について、先ほどから答弁がありますけれども、やっぱり行革という名のもとに安全運転をおろそかにすることは、やっぱりあってはならないと思うので、その辺、衛管としてはどのように考えているのか。これ以上の職員削減というのはするべきではないと思いますが、その辺のお考えを教えてください。

○谷 直樹委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 今、委員さんからもありましたとおり、リサイクルセンターなり、クリーンパーク折居での事故等につきましても、我々も重く受けとめておりまして、この間、委託業者に対しましても、本来委託業者の責任の元、安全管理等はすべきものではありませんが、一丸となって安全の向上に努めてきているところでもあります。委託のあり方につきましては、我々、まず一番大切なことは管内住民さんのごみ処理、し尿処理が一日も欠かすことなく、安全・安心に運転することが第一義です。まずもって、その基本方針に基づいて、委託できるかできないかということも議論する中で、現在に至っているところでもあります。今後につきましても、先ほどもありました技術の継承等も含めながら、行政としてしっかりと管理運営、指導監督できるような体制を念頭に置いて、今後進めてまいりたいというように考えております。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 業者と一丸となって安全運転に取り組むというご答弁なんですが、先ほどから出ているように技術職の採用がゼロということで、そういう事態を非常に危惧しているところなんです。例えばSPCであるHit環境サービスなんかでも、ちょっと今日持ってきましてけど、新聞折り込みの広告で正社員募集というような広告を出しておられるんですよ。その中身を見ていまして、資格、経験不問という形で衛管が募集してもなかなか集まらないのに、こういう広告で資格も経験もない方を採用して、やっぱり採用に至っているのかどうかもわかりませんが、非常にこういう職場での人材不足とか、そういうことが、やっぱり端的にあらわれているなというふうに思うんですね。

こういう状態があるということと、それからちょっと衛管のホームページを見ておりましたら、指名停止措置の欄がありまして、今年の1月27日から2月26日まで、まさに衛管が委託しているHit環境サービス西日本支社が指名停止措置になっています。こういう報告は一切議会にはありません。指名停止の理由、ここ、記載しているのをちょっと読み上げますと、他団体における安全管理措置の不適切により生じた業務関係者事故というふうにあるだけなんです。これについては、衛管としてはどのように、公正取引委員会がこういう措置すると思うんですが、どこで起きたどのような事故でこの指名停止になっているのか教えてください。

それから、これによって、衛管業務における影響は、指名停止措置ですけど、20年間長期包括をやっているわけですね。その影響というのはあるのかどうか教えてください。

○橋本哲也総務課長 指名停止処分でありますけれども、書いてありますとおり、他団体のところで契約されている業務において事故があったという状況であります。ちょっと個別の事案になりますので、どこのということはございませんが、Hit環境サービスさんの方が他団体のところで事故をされたというような状

況を確認しましたので、その内容につきまして、当組合の方でも確認させていただいて、当組合の指名停止要件に当たるのか当たらないのか、こちらの方を選定委員会がごさいますので、その委員会の中で協議をする中で要綱に応じて1カ月指名停止をさせていただいたという状況であります。これについては、これまでもホームページの方で公表するという形でさせていただいておりますので、今回についてもそれに沿いまして、ホームページの方で公表させていただいているという状況であります。

○亀田優子委員 影響は。

○谷 直樹委員長 影響を。  
橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 現在契約しています業務に関しては、あくまでもこちらの方の内容につきましては、契約の解除の要件には当たりませんので、引き続き現状のまま契約どおりに業務をしていただくという状況になっています。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 ホームページで公表をこれまでもしているということで、これまでもそういう状況を私も聞いておりますが、やっぱり一番大きい委託先じゃないですか。20年間の長期包括やっているような、そういう事業所が指名停止措置になっているということを議会で質問しないと報告しないということは、やっぱりあかんと思うんです。やっぱり、きちんと報告をして、影響がないなら、ないというような、やっぱり説明すべきだと思うんですよ。やっぱり、今後改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 これまでも当組合で事故が起こったり、そういったところでの指名停止という形であれば、事故そのものについてのご報告はさせていただいて、当組合の影響がないということなり、当組合でどういう対策をしていくかというような形で報告はさせていただいているというふうに思います。今回の案件等につきましても、指名停止要件でいきますと、他団体での事故という形になっていますので、そういった意味では当組合への影響は非常に少ないということになっておりましたので、これまでも、例えば贈収賄でありますとか、そういったところでの指名停止というのもごさいますので、そういったところも含めて、当組合への影響も考えまして、ご報告させていただく分についてはご報告させていただいているという形であるかなというふうに思いますので、この形でご理解いただければと思います。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○**亀田優子委員** 今回、他団体における事故というようなことでの指名停止ということで、本当にホームページを見ないとそういう状況がわからないということでは、やっぱりちょっと納得できないですし、きちんとそういう載せていることを文書なり、せっかく議会を開いているんですから、やっぱり衛管の方からきちんと説明、報告をすべきだということによっておきたいと思います。

それと、あともう1点、リサイクルセンター長谷山のところも委託をしていますけれども、来年度、令和2年度の委託先に何か変更はあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。ここは皆さんご存じのようにプラスチック製容器包装の分別を障害者の方々が大変苛酷な状況でも、やっぱり雇用につながるということでされているわけなので、そこへの影響もあると思いますので、障害者雇用が継続されるのかという視点でちょっとお聞きしたいと思います。

○**谷 直樹委員長** 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○**山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長** ただ今ご質問いただきました亀田委員のリサイクルセンター長谷山の委託の状況なんですけれども、契約は平成30年度から令和5年の5年間の契約といたしておりますので、来年度につきましては、引き続き同じ業者で対応していただくということになっております。

○**谷 直樹委員長** 亀田委員。

○**亀田優子委員** 令和5年度までということで、その件についてわかりました。

最後なんですけれども、概要書の28ページで新庁舎建設事業なんですけれども、ここでは、これについてじゃなく、そのものではなく、現在、この管理棟があるこの場所が今後、新しく庁舎が建設されたら使われなくなるということになると思うんですが、ここの跡地利用については何かお考えがあるのかどうかを教えてください。

○**谷 直樹委員長** 杉崎事業部理事。

○**杉崎雅俊事業部理事** 亀田委員の跡地利用についてお答えしたいと思います。

この間の少し、総務委員会なり、廃棄物常任委員会の方でご報告はさせていただいているんですけど、概要書の27ページと28ページにごみ中継と新庁舎の建設の主な事業計画なり、その利用計画の動線配置図等はお示ししております。本庁管理棟の部分という意味では、今、非常に重要な課題というふうに考えておるんですけど、跡地利用計画については、特に今、持ち合わせておりません。

状況なんですけど、まず住民生活に直結しますごみ中継の方を、老朽化しておりますので、まず新設を行いまして、27ページに3年、4年で工事を行って、下の図の更新予定地、道路側の部分に新たな施設をつくっていくと。それが完成を見た後に、本庁管理棟の方ですけど、新庁舎については折居の方に移転をさせていただくというような事業計画を組んでおりまして、そういった意味合いでは、

27ページの奥の方、今、本庁管理棟のある部分と沢中継所のある部分が今後、跡地活用について検討していく課題かなというふうに考えております。

ただし、この沢エリアにつきましては、市街化調整区域でございまして、公益上必要な建設物以外は建設することはできません。したがって、民間への売却なり、利活用が非常に困難な地域でございます。そのような状況から17日の総務常任委員会におきましては、今後、現庁舎の解体時期を含めて、お示しをできていないような状況になっております。

あと、この庁舎自体につきましても、これまでご説明させていただいておるんですけど、老朽化なり、バリアフリー、あと耐震性の問題もございまして、この建物自体は今後、継続利用することについては非常に困難であると、難しいものであるというふうに考えております。

総務委員会の方で跡地の活用につきましては、あくまでも現時点ではこの方針を持ち合わせておらないんですけど、現在、多発しておりますような自然災害の発生状況を踏まえまして、将来の災害廃棄物の仮置き場等の必然性も鑑み、敷地利用の範囲が限られておることから、ここで施設建設を伴わない多目的な広場等の整備、有効利用を図ることも考えられるというふうにお答えしておるようなところでございます。

いずれにしましても、3市3町住民の貴重な財産でありますこの現庁舎なり、跡地の利活用については、今後構成団体さんと協議、意見を聞く中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今の答弁で大体わかりました。まだ具体的には決まっていなくても、建物みたいなのを建設するようなことはせずにといいことで、今後は、やっぱりいつ何時災害が大規模に起こるかかわからないので、そういうときの仮置き場ということも非常に大事かなというふうに思って、ちょっと質問をさせてもらったので、理解できましたので、結構です。

○谷 直樹委員長 ほかに質問ございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 衛管の議員になったのは久しぶりなので、ちょっとここではない質問をしてしまうかもしれませんが、そのときは注意していただきますようお願いいたします。

概要書の17ページなんですけども、公債費及び現在高の状況ということで書かれているんですけど、令和2年の予算のところでは償還額というのが7億3,600万ということになっていて、先ほど今後の完済していく考え方とか、そういうのをお聞きしたんですけども、これで見ると、やっぱりクリーンパーク折居の関係で今後、公債費が増えてくる、返していかなければならない部分がかかなり増えてきて、それを平準化して、ある年にすごく大きな返還にならないように考えていらっしゃるんですけども、このあたり、もう少しちょっとお聞きしたいのと、

それと今後、ほかのところで建設とか事業の拡大とかいうことで公債費が発生する、そういうことについては予測というのではないのでしょうか。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 今後の公債費ということになりますけども、委員のご指摘のとおり、クリーンパーク折居の建設、こちらの方が建設に関しては、26から29年度まで4年間させていただきました。その28年度に借りた部分の償還が令和2年度に開始しますので、2億ほど増えているという状況になっています。引き続き29年度債、こちらの方も約20億ぐらいはお借りしていますので、その償還の方がまた来年度以降、令和3年度以降、元金の償還の方は開始していきますので、一定公債費の方が増えるという予想になっています。

ただ、一方で見ていただきましたらわかりますように、令和3年度は少し減るような形になっています。これが今のクリーン21長谷山、これの方の償還の方の最終年度が令和2年度まででしたので、それが令和2年度で解消されるということで、令和3年度はクリーン21長谷山の建設に係る公債費の方は減るところで、今後は減っていくだろうというふうに考えています。

一方で、今後の計画という形になりますけども、こちらの方、令和3年度以降の計画には注意書きでは書かせていただいているんですけども、先ほど説明しておりますように、ごみ中継施設更新、これの概算にはなりますけれども、概算額での記載の方を入れさせていただいています。また、新庁舎の建設、こちらの方も概算額にはなりますけども、計画という形でお示しさせてもらっていますので、そちらの方は公債費の方に入れさせていただいています。ですので、今後、現在高としては減っていきますけども、償還としてはおおむね7億ぐらいで推移していくというような状況になっています。

今後の建設という形にはなりますけれども、先ほどご説明させていただきましたように、資料でいきましたら、概要の27ページ、28ページ、これが先ほど言いましたように、ごみ中継と新庁舎という形になります。このあたりが今後していく大規模な建設という形になります。

書かせてはいただいていませんけども、29ページ、クリーン21長谷山の長寿命化検討業務、こちらの方、来年度から検討に向けて進んでいくという形にさせていただいております。当然、一番下にありますように、来年度長寿命化に向けて、検討はしていきます。その中で、仮に長寿命化を実施するということがベストであるというようなことになれば、当然、基幹設備改良事業というのが入ってきます。これが今、下に書かせてもらっていますように、予定では令和5年度から3カ年程度という形で入れさせていただいておりますので、このあたりが今後、大型な事業という形で出てくるのはこの3つかなというふうに考えています。このあたりで大体令和7年度ぐらいまで、おおむね7年間程度の事業計画という形になりますので、この期間にこれ以外の大型の何か事業が入ってくるというようなことは、やはり分担金、負担が増えますので、平準化というところから見ても、この間に大型事業が入ることはないかなというふうには今のところ考えているという状況になります。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ご説明ありがとうございます。

それで、ごみの量なんですけど、し尿処理もかなりぐっと減っていくようなわけなんですけども、家庭ごみとか事業系のごみについても減っていくんじゃないかと思うんですけども、資料でいただいたんですけど、かなりちよっとこのごみの量の計算とかが……。

○谷 直樹委員長 済みません。ごみの関係は衛生費の方で。

○坂本優子委員 わかりました。後でまたお聞きします。

そしたら、先ほど質問の中で大河さんの質問やったのかな、折居のところの職員が2名減ったということなんですけども、SPCの方にいろいろ一括でやっていただくということになっているんですけども、こうなると、その折居の方の委託費というのが、見るともう減っているんですけど、ほかの業務が、SPCでやっていただく業務は委託費のところがちよっと増えているんですけども、その職員が減った分がその関係とかいうのはいかがなんでしょうか。

○谷 直樹委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 折居の運営委託料につきましては、人件費はなくて、工事を含めて補修費ですね。あと薬品代を含めて、全部含まれております。折居につきましては、2年に1回ボイラー点検、4年に1回ボイラータービンの点検がありまして、そういうところで補修費が上がりますので、そういう年じゃない年につきましては委託料が減っているということでございまして、あくまでも人数が減ったということではございませんのでということでございます。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 人数が減ったというか、先ほどの説明では大河さんへの減の説明では折居のところの職員数が、事務職の方ですか、業務をやっておられた方も含めてやと思うんですけども、2名減ということではなかったんでしょうか。それで何が聞きたいかという、減った職員がやっていた業務のところが減った分がSPCの方に業務が入って、委託費が増えていないんですかという質問なんですけど。

○谷 直樹委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 クリーンパーク折居においてはDBO方式により20年間、全業務、ごみ処理をお願いしておりまして、私たち職員はモニタリング業務をしていると。だから、SPCは安心・安全な運転をしているということの監視をし

ておりますので、実際ごみの処理とか、そういう業務には携わっておりませんので、私ところの人数が減ったとしても、SPCさんの方に業務が移るということはございません。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 はい、わかりました。

それと、先ほど亀田委員の質問の中で、契約解除の要件に、ほかの組合のところで事故を起こした業者と契約しているというか、業務を委託しているということで、ほかの組合での事故だからということだったんですが、契約解除の要件というのは、この衛管のところでの要件というのはどういうことがあるんでしょうか。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 基本的には業務の中で、業務が不履行であるとか不誠実な業務をされたとか、そういった形で組合に対して直接被害があったとか、そういったところが要件になるかなというふうに考えています。ですので、今回の指名停止については、他団体で不適切な事案があったということに対して要綱上指名停止要件に当たったということになりますので、そういうようにご理解いただければと思います。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 勉強不足で申しわけないんですけども、それは衛管の入札の要件というか、そういうのにあるわけですね、こういうことでは契約解除になりますよみたいな。文書であるわけですね。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 契約解除の要件は、契約書の方に記載されておりますので、契約書を交わした段階で文言を確認していただいておりますので、その中で契約解除の要件に書かれているということになります。

○坂本優子委員 はい、わかりました。

これ、次、お聞きしたいなと思っているのは、障害者雇用については衛生費の方になるんですか。委託の関係にもなるんですけど、先ほど亀田委員が聞いておられた長谷山の関係なんですけど、これ、障害者も働いていらっしゃる委託事業があるかと思うんですけど、委託事業費というのは幾らになっているんでしょうか。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 リサイクルセンター長谷山の障害者雇用に係る委託料ということなんですけども、実際には、済みません。内訳的にはちょっと障害者雇用だけで幾らという形の内訳はございませんけども、リサイクルセンター長谷山のプラスチック製容器包装の施設に係る運転委託という形でしております。そちらの方がトータルで1億479万2,000円、こちらの方がリサイクルセンターの容器包装プラスチックの運転委託に係る、このうちの幾らかの人数が障害者雇用されているというふうな形になります。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ここでもうちょっと聞いてもよろしいんですか。いいんですかね。衛生費の方ですか。

○谷 直樹委員長 どうぞ。

○坂本優子委員 いいですか。

○谷 直樹委員長 はい。

○坂本優子委員 ここで人数はそのプラスチックの関係、分別やらそういうものをしはるところに1億4,000万近くの委託費で5年契約でしたね。されているということなんですけど、ここでは何人の雇用になっているんでしょうか。こんな聞いてもいいんですか。

○谷 直樹委員長 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 ただ今の委員さんのご質問ですが、リサイクルセンター長谷山の容器包装の資源化の委託に携われる障害者の方は、現在6名常駐されております。その6名の方が手選別ラインにおきまして、軽量のプラスチックを指導員と障害者の方がペアになって現場で業務されているという状況になります。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 もう少し詳しく聞きたいんですが、指導員の方と障害者の方を含めて6名ということですか。

○谷 直樹委員長 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 はい、そのとおりでございます。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 わかりました。

そこでの賃金が幾らかというところまでは把握されておられますか。

○谷 直樹委員長 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 先ほど橋本課長の方が報告したんですけども、5年契約の中の委託費として含まれておりますので、その中の内訳としては把握しておりません。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 何が言いたいかというと、何回か長谷山の方の作業を見させていただいて、暑いときはめちゃくちゃ暑いし、寒いときはめちゃくちゃ寒いし、においもきつくて、すごい環境の中で働いていらっしゃるんですね。やっぱり、障害者雇用というか、どういうことでその委託を受けていらっしゃるのか、そこは詳しくわかりませんが、相当苛酷な労働環境の中で働いていらっしゃるって、そこはきちんと、少なくとも最賃はクリアした形で雇用されているかどうか、そこ、大事ですので、そこの業者に、委託先にお任せするんじゃなくて、やっぱりちゃんと衛管の方も見届けていただきたい。もし、最賃以下であれば指導していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○谷 直樹委員長 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 先ほどの障害者の方と作業の指導員の方というところで6名ということで報告させていただいたんですが、障害者の方が6名、指導者の方はついて6名なので、それ以外の方にも指導者の方はおられます。障害者の方が1名に対し1名指導員がつかれるという業務体制となっております。

あと委託費の中の賃金の確認なんですけども、こちらの方はちょっと今のところ把握をしていますが、今後、確認をして、どのような形で賃金が適正に支払われているのかというのを踏まえた上で調整していきたいと考えています。

○谷 直樹委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 ちょっと部分적으로ご答弁させていただいたので、まずプラスチック容器包装の委託業務につきましては、極東サービスが受け持つようにしています。要するに、企業さんの方で委託業務をしていただいて、私どもが委託を依頼するときに仕様書の中で障害者の方も雇用するように努めることという一文を入れさせていただいて、そしてその極東サービス工業が今、やわた作業所の方を雇用されているという状況であります。だから、我々との関係はあくまでもそ

の委託業者、極東サービスさんとの契約行為というところでもあります。ただ、今、委員さんからあった部分につきましても、十分、やわた作業所さんなので、職業訓練という形でやっておられるので、そういう意味では我々も安心してお任せをさせていただいているというところでもあります。

夏が暑いとか冬が寒いとかにおいがするとかといった部分につきましても、各ラインごとに夏場でしたらスポットクーラーを当てるなり、暖房についてもできる限りの暖房設備等につきましても、改善を日々行っているところでもあります。

以上です。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 その点についてはわかりました。

それと言えば、作業所さんが請け負うて職業訓練の一環でもあって、やってはるということで、それで環境整備についても、寒さ、暑さに対応した対策を行っている。衛管の方ではそういう対策をしているんだということなんですが、事業所さんの方からこういうふうに改善してほしいとか、そういう要望なんかは上がっていないですか。特にないですか。

○谷 直樹委員長 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 ただ今のご質問ですが、夏場は特に暑い中、スポットクーラーで、先ほど施設部長の方が説明をしましたが、窓越しに西日が入るとかということで、ガラス面にカバーのできるものを置いたりとか、あと天井の光が入る遮光分についても水を散水して温度を下げるという対策もしております。それは一部要望でこちらの方にされましたので、現場で対応という形にさせていただいております。

以上です。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 目的を持って委託されて、作業、仕事されていますので、要望があれば改善していただく、やっぱり労働環境がよくなるようにぜひよろしくお願いします。

以上で結構です。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

関谷委員。

○関谷智子委員 済みません。ここのところで聞くのか、次で聞くのか、ちょっとわからないんですけど、し尿収集の業務委託による効果額、それと収集の手数料についてお伺いするのは。

○谷 直樹委員長 衛生費の方で。

○関谷智子委員 衛生費で。

○谷 直樹委員長 手数料は歳入でお願いします。

○関谷智子委員 歳入で。

○谷 直樹委員長 はい。  
ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷 直樹委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

#### [衛生費]

○谷 直樹委員長 次に、衛生費について説明を求めます。  
西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 続きまして、衛生費全般についてご説明申し上げます。衛生費は、組合の根幹業務であります、し尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、予算書の18ページ、清掃総務費をご覧ください。

ここでは、し尿・ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費及び組合各施設の場内整備管理業務等委託料などを計上いたしております。

清掃総務費の合計額は5億1,280万4,000円となり、対前年度比較では856万9,000円の減額となっております。この要因は、クリーン21長谷山の長寿命化等検討業務委託料として2,179万9,000円を新たにこの費目に計上する一方、同じくこの費目に計上している職員数が人員の減により2,819万6,000円減額となったことなどによるものでございます。

なお、クリーン21長谷山の長寿命化等検討業務委託料ですが、概要書29ページをご覧ください。稼働13年を経過したクリーン21長谷山について、長寿命化等の有効性を検討し、長寿命化総合計画として策定するものであり、あわせて奥山埋立処分地の浸出水の処理方法の検討を行うこととしております。

次に、予算書の18ページ下段から19ページのし尿委託費をご覧ください。

令和2年度から新たに事業協同組合への一括委託を実施いたします。くみ取り家庭等の定期収集と臨時収集などに要するし尿収集運搬委託料など総額3億100万2,000円を計上いたしており、対前年度比較で9,707万8,000円の増額となっております。

これは、し尿収集運搬委託台数の減少に伴い、し尿の収集運搬に要する経費が減額となったものの、転廃業助成金が3台分発生したことによるものでございます。

次に、19ページ下段の徴収費をご覧ください。

し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計266万8,000円を計上いたしております。

次に、20ページのし尿処理費をご覧ください。

し尿処理費の総額は1億4,271万7,000円となり、対前年度比較では2,321万円の減額となっております。

これは、平成30年度から実施している下水道排水に係る処理経費や老朽化対策工事費の減等によるものでございます。

ここで概要書の23ページ上の表をご覧ください。

ここでは、過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と令和元年度、2年度の推計量をお示しいたしております。令和2年度の処理計画では3万1,918kℓのし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。

なお、全体搬入量は、平成26年度の6割程度に減少しているものでございます。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。

予算書20ページ下段から21ページのごみ焼却費をご覧ください。

ごみ焼却費の総額は13億9,891万4,000円となり、クリーン21長谷山の定期点検保守整備工事費の減等により対前年比較では8,373万8,000円の減額となっております。

概要書の3ページをご覧ください。

表2上の表の中ほど、ごみ焼却費の段に記載いたしておりますとおり、これはクリーン21長谷山に要する経費が10億1,911万8,000円、クリーンパーク折居に要する経費が3億7,979万6,000円でございます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、21ページ下段から22ページのごみ中継費をご覧ください。

ごみ中継車両の維持管理経費やごみ中継施設の維持管理を含めた運転委託料など、総額8,047万3,000円を計上いたしております。令和2年度は土壌汚染状況調査業務の実施等により、前年度比較で2,371万5,000円の増額となっております。

概要書の27ページをご覧ください。

沢中継所の老朽化に伴い、令和元年度については、ごみ中継施設のあり方検討を含むごみ中継施設整備基本計画を取りまとめ、その中で更新することが有意であるとの結論に至りました。令和2年度については、更新工事の発注仕様書の作成、土壌汚染状況調査、入札による契約事務等を実施することとしております。

次に、予算書22ページから23ページのリサイクル費をご覧ください。

缶、瓶、ペットボトルなど容器包装廃棄物の資源化事業及びリサイクル工房の運営に要する経費、プラスチック製容器包装の資源化処理に要する経費を計上いたしております。リサイクル費の総額は3億1,021万円となっており、定期点検保守整備工事費の減等により、対前年度比較で1,558万8,000円の減額

となっております。

概要書の30ページをご覧ください。

エコ・ポート長谷山の工房運営計画の概要を記載しております。

平成17年度から開設しておりますガラス工房、衣服工房をはじめとする、各種工房、教室の取り組みは大変好評をいただいております。令和2年度におきましても、エコ・ポート長谷山において各種工房、教室を開催するほか、ゆめりあうじでの出前講座の開催や構成市町のイベントや小学校、自治会などの各種団体からの出前講座の依頼にも積極的に応えていく予定としております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、23ページ下段から24ページのごみ破碎費をご覧ください。

不燃物の破碎・選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料など、総額2億4,966万7,000円を計上しており、定期点検保守整備工事費や破碎廃棄物埋立処分委託料の増等により、対前年度比較では3,750万4,000円の増額となっております。

次に、予算書24ページ下段から25ページのごみ埋立費をご覧ください。

ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地・排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金など、合計で8,422万2,000万円を計上しており、対前年度比較では1,459万5,000円の減額となっております。これは、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金の減少等によるものでございます。

概要書の最後のページ、31ページをご覧ください。

ここでは、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績と埋立計画の概要を記載いたしております。

令和2年度末では全体計画量の約50%が埋め立てられるものと見込んでおまして、今後の埋立期間につきましては、風水害等の発生により、変動する可能性がございますが、現時点では少なくとも令和15年度までの埋め立てを可能とした計画としております。

以上、衛生費関係の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○谷 直樹委員長 暫時休憩したいと思います。審査は休憩後に再開いたします。再開を午前12時45分といたします。

午前11時48分休憩

午後 0時43分再開

○谷 直樹委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより衛生費の審査に入ります。質疑はございませんか。

関谷委員。

○関谷智子委員 済みません。先ほどちょっと聞きかけておりましたけれども、し尿収集の業務委託をされるということで、そのことについてメリット、効果額に

ついてどのようにお考えなのか。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、事業協同組合に収集運搬委託等を令和2年度から開始いたしますので、まず概要書にあります26ページをちょっと見ていただきますと、委託内容が載っておりますので、説明させていただきますと、まず組合員である5業者でし尿収集運搬業務をこれまでどおり行います。事業協同組合では責任者と事務員を配置しまして、新しい業務として2の委託内容を行います。

(1)になります臨時収集にかかわる受付全般業務、フロー図もございますけども、フロー図を見ますと、向かって左が従前でございます。向かって右側が令和2年度から事業協同組合が行う臨時収集の業務の概要になってくるんですけども、ご覧いただきますと、私どもがやっておりました臨時収集の受付業務と受付全般にかかわることを、事業協同組合が一括して受付から車の配車まで業者の中で行いますので、私どもが一旦受けたものを業者へ返していたこのクッションがなくなります。これによりまして、申込者と業者の間に立って、連絡調整を行いますので、事業協同組合がワンストップの体制になるということで、かかる時間の短縮を図れまして、メリットがあるのかなということが考えられます。

以上でございます。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 いや、違う。そのメリットというのは効果額をどのように試算されているかというのを。

○花畑久仁浩業務課長 効果額。

○関谷智子委員 額。額。

○花畑久仁浩業務課長 額ですね。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 具体的な額ですね。これに係る委託料として1,270万4,000円の委託料となっておりますので、これに係る私どもの職員がおりましたけども、この職員が令和2年度より1名なくなりますので、その人件費で試算しますと、大体人件費が800万程度だったと思うんですけども、この部分が削れます。ですので、効果としましては人件費と住民サービスの向上ということで、額としては人件費分かなと思われるんですけども。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 もう1回、済みません。1人減るので、その人件費が800万だと。その委託料は1,200万だったんですね。

○花畑久仁浩業務課長 そうです。

○関谷智子委員 それなら400万委託料の方が多んじゃないんですか。それ、何でメリットで効果額になるのか。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 額としましては、今、考えられるのは人件費ということでご説明させていただいたんですけども、これに係る住民サービスが迅速に図れるということで、額にしてどういう試算をちょっとしていませんので、どういうふうに申し上げてよろしいかちょっと。

○関谷智子委員 どんなふうに聞いたらいいんでしょう。

○花畑久仁浩業務課長 ちょっと補足説明、ちょっと足りませんで申しわけなかったです。まず、一括委託ということで令和2年度から始めます収集運搬部門がございます。これが一括集約することで、昨年度と比べまして、事業費が2,712万4,000円、約13.4%の減ということになっております。これにかかわりまして、それぞれ一括契約というのは5者あるんですけども、5業者ごとに契約をしていたわけなんですけども、これにかかわる経費が一本にすることで一般管理費とか諸経費が一本化されたということでこの額と、台数も減っており、収集量が減っておりますので、その意味合いも含めまして、2,712万4,000円の減となっております。これと人件費800万程度の削減かなということで、約3,300万ほどの効果ということになるかなと思います。

以上でございます。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 じゃ、効果額としては、この業務委託をすることで3,300万ほどの効果額があるということですね。決して、私は反対しているものではなくて、やっぱりするからには多分試算というか、ちゃんとあるので、それを明らかにしていただいたらいいかなという思いでお尋ねをしました。

委託に当たっては、今までから3,000件ほどですか、資料を見せていただきますと。だんだん件数も減っているんで、1台に見合わない部分もあるとかいうお話でしたから、当然そういうふうになるんでしょうけれども、じゃ、今までなぜそこに踏み切れなかったかとかいうか、今の、今回やるのが一番ベストやという経過ですね。じゃ、何で去年から始まらへんかったの、その前からもあったでしょうみたいな、そのあたりで今回いよいよということになったのはどういういきさつがあるんですか。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、し尿収集の事業の課題としまして、最初から説明いたします。2つございます。

まず1つ目は現在、5業者で収集運搬を委託しておりますが、令和元年度からその業務量で1台分に満たない業者が初めて発生いたしました。今後もしょうした業者が順次増えていく見込みであることが1点でございます。

2つ目としまして、このままの戸別形態の委託形態を継続しますと、1台分に満たない業者はいずれは業務縮小によりまして、業務維持の限界委託料に達し、撤退していくということが想定されます。このようなことになると、撤退業者の担当収集地域は他の業者も戸別収集であるために収集事情はわからない地域となり、まず収集体制に混乱が生じます。結果、住民サービスの低下や災害等の不測な事態に支障を来すおそれがあること、これが2つ目でございます。

そうした課題がありまして、相手があることですので、2年余りを要したんですけども、平成29年度からお話し合いをさせていただきまして、すぐ決着すればよかったんですけども、なかなか業者の方の言い分も聞かないといけないということで、丹念に意見を聞きながら、どうしよう、ああしようということを協議させていただきまして、今回事業協同組合を設立しようということで、業者の方から声がありましたので、私どももそれに準じて委託を精査し、契約ということになりました。

以上でございます。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 わかりました。私、以前から転廃業に1台につき3,000万とか三千数百万とか、出ていましたから、あっ、やめていただくのに補償というか、それが要るんだなという思いでいたんですけども、じゃ、今後、これはもう全く要らなくなるわけですか。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 委員のご指摘のとおり、転廃業するときの令和2年度の清算額をもって清算するというので業者も了解しておりますので、支払い時期は今回、令和2年度で3台となりますけども、順次、請求によってお支払いしていくということで全て終わります。

以上でございます。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 済みません。最後に、ちょっと話の前後になってしまうんですけども、その転廃業が1台につき3,000万であるとか三千数百万であるとかい

うのは、それはどういう根拠に基づいてそういう金額になっているんですか。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、転廃業助成金がどうしてあったのかということからご説明させていただきます。

まず、下水道整備により、仕事を失うくみ取り業者等に代わりの公共事業の受注や金銭補償、職種転換のための職業訓練の支援などの便宜を図ることを自治体に許可した法律がありまして、これが「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる合特法というんですけども、これがございまして、これが昭和50年に施行されました。これに基づきまして、当時、城南衛管の方で業者の方とどうするねんということで、合特法にかかわる措置を考えてくれへんかということで、話し合いをさせていただきました。約1年間ほどかかったんですけども、その中で城南衛管の場合は一般廃棄物の中間処理事業だけですので、代替事業がなかったということで、お渡しする事業が少なかった、5者ありますので。ですので、金銭補償ということで業者の方からも要望がありましたので、転廃業助成金を創設し、平成4年度に協定書を結びまして、し尿量が毎年減っていきますので、業者の方も収集地域がそれぞれ違います。スピードが違うんですね。ですので、減車が生じたときにその都度転廃業助成金を支出するというところでやってきてまいりました。これが転廃業助成金の始まりとなっております。

○関谷智子委員 違う。積算根拠を。

○花畑久仁浩業務課長 転廃業助成金の積算根拠ですけども、全部で5つ要素がございまして。まず1つは営業補償、2番目としまして所得補償、3番目として車両売却損補償、4番目として離職者補償、次に最後ですけども、解雇予告補償、この5つを積算しますと、基礎額3,500万になります。これに毎年総合消費者物価指数、清算する時期が変わりますので、その物価に応じた増減率を加えまして、清算させていただいております。ですので、3,500万を基礎額として変動していくということになっております。

以上でございます。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 もうこれがなくなるということですので、これ以上別に結構です。ありがとうございます。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。  
馬場委員。

○馬場 哉委員 予算書の22ページ、概要でいいますと30ページになるんです

かね。リサイクル費の中のエコ・ポート長谷山の工場の運営についてお聞きをしたいと思います。

ここで概要の30ページにありますように、環境学習の一環として、施設の見学に小学校の4年生を案内していくということですが、近年の実績と、またそのガイドスタッフによる事業の内容等を少し教えていただけますでしょうか。

○谷 直樹委員長 馬淵エコ・ポート長谷山所長。

○馬淵武志エコ・ポート長谷山所長 小学生の見学につきまして、説明させていただきます。

小学生の見学につきましては、毎年管内の小学校の4年生が環境学習の一環として施設見学に訪れており、現在は長谷山エリアにあるクリーン21長谷山とエコ・ポート長谷山で受け入れを行っております。近年の状況につきましては、管内にある47の小学校のうち43から44校、大体3,200人程度の小学生が見学に訪れています。その案内につきましては、住民ボランティアスタッフの会、ECOフレンズのガイドスタッフが主となりまして、施設案内用DVDを視聴した後、実際にクレーンでゴミをつかんでいるところであるとか、実際に手でゴミの選別を行っているところなどを見ていただきまして、家庭から出されたゴミがどのように処理されているのか説明を行っております。その後、小学生からの質問事項にも答え、ゴミの分別や資源有効利用の大切さを学んでいただいております。

以上です。

○谷 直樹委員長 馬場委員。

○馬場 哉委員 今、報告いただいて、わかりました。先月も両委員会合同で視察に行きまして、津山圏域クリーンセンターのリサイクルプラザでも、環境に関する学びを深めるための常設展示であるとか、また環境に関する財団との連携で環境学習を進めておられ、とても参考になったと思っています。将来、リサイクル工場の折居エリアの新庁舎に移転するということですので、それを見据えて、次世代の方々への環境学習をより深めるために、津山の方でもありました財団に環境学習を委託するとか、また城南衛生管理組合独自でそういうノウハウを蓄積して、またお手伝いいただけるスタッフでありますとか団体、NPOと連携をしていくとか、今後、そういう関係について次年度以降のお考えを少しお聞きしたいと思います。

○谷 直樹委員長 馬淵エコ・ポート長谷山所長。

○馬淵武志エコ・ポート長谷山所長 小学校の見学案内につきましては、先ほども申しましたボランティアスタッフが行っております。基本的には、施設見学案内マニュアルに基づき説明を行っております。小学校の見学は毎年4月から6月に集中していますので、そのシーズンの前後にはスタッフと会議を行い、その中で

意見を交換しながら、施設見学案内マニュアルの見直しや環境に関する時事問題の取り入れ等も行っております。また、ボランティアスタッフにつきましては、今後の啓発活動に生かすため、毎年1回他施設の視察研修も行っております。また、スタッフ人材につきましては、固定化しているという現状もありますけども、今年度広報紙の11月号にスタッフ募集の記事を特集した結果、工房スタッフを含め、8名の応募があり、新たに人材の充実が図れたところであります。

そのほか、他団体との連携につきましては、午前中の説明にもありましたけども、今年度、京都文教大学との連携による秋学期のプロジェクト科目において、大学生とボランティアスタッフとの交流も図り、若い世代から環境啓発としての施設見学に対する意見等も伺うというようなこともしております。

今後につきましても、そのスタッフの拡充であるとか、大学との連携を継続しながら、本庁移転に際しましては、クリーンパーク折居や近隣施設も含めたよりよい環境学習が提供できるように、先日視察した津山圏域資源循環施設組合なども参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○馬場 哉委員 ありがとうございます。結構です。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

大河委員。

○大河直幸委員 予算書の21ページのごみ焼却費、クリーンパーク折居の運營業務についてお聞きしたいと思います。

昨年9月ですか、折居のところでは窒素酸化物が78ppmの測定値となりました。管理基準値で80ppmですので、ぎりぎりということで、地元との連絡協議会でもご心配の声が上がったということをお聞きしているんですが、これは原因は何だったのかということとその後の対応についてはどうされているのかをお聞かせください。

○谷 直樹委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 昨年12月の連絡協議会でもご説明させていただきましたけども、折居に関しましては、NOx、窒素酸化物が80ppmということで設計されていまして、そういう届け出もしている関係ですので、80ppmを超えることはできないということで運転をさせていただいています。それでも、ごみの中には、今、分別もやっただけなんですけども、やはりプラスチックごみを含めて、まとめて入ってくる場所もございますので、そのときのごみが燃えたときに測定しましたら、高い数字が出るということでございますが、それについては、薬剤とかを噴霧していますので、80ppmを超えないということで運転していますので、そのときはたまたまそういうところが燃えたということで高い数字が出たんですけども、いまだかつて80ppmを超えたことがないということで、そういう運転をしていますので、今後も超えることがないということで運転を継続していきたいと思っております。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 他の基準値などと比べて窒素酸化物のところと比較的高い数値が出ていることがあるんですが、今日のところでも見たら58ppmで、基準値には当然行かないわけですが、高い数値、ほかの測定値と比べると高い数値になっています。プラスチックごみのことでの説明だったんですが、これはプラスチックごみというのは通常焼却されないですね。そうなってくると、これは家庭系のところでの分別が徹底されていなかったのか、それとも事業系のところでの持ち込みごみでプラスチックのごみがあったのか、そこについてはどうふうに認識をされていますか。

○谷 直樹委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 プラスチックごみに关しましては、家庭系で洗える範囲で、洗えないものにつきましては燃えるごみの方に入れてくださいということもお願いしている関係で、以前に比べたら、プラスチックの入ってくる可燃ごみ量は、やっぱり入ってきていると思います。

それと、家庭に関しましても、ごみを入れる袋は、やっぱりビニール袋に入れて出されているという感じでなかなかプラスチックごみについては減らないというのが現状でございますので、それで、やはりNO<sub>x</sub>の方が高くなるということがございます。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 これについては、簡単に言うと、なすすべなしということなんです。プラスチックごみ、窒素酸化物はもうぎりぎりの数値が出るのがたまにあるよということで理解しておいたらいいということですか。

○谷 直樹委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 これに関しましては、やはり分別の方、一般家庭の皆様方が徹底してやっていただくということが条件でございますけども、設備に関しましても、こういう傾向が続いたら、やっぱり薬剤の噴霧量を上げたりして、適時調整していきたいと思っておりますので、こういう高い水準はなるべく出さないということで、私どもは進めておりますので、こういう結果を受けて、もうこういう高い数字は出ないということで、今、運転しております。しょっちゅう出るということはありません。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 周辺の住民の皆さんも心配をされていますので、どうぞよろしく

お願いをしたいというふうに思います。

それと、先ほど、午前中の質疑の中で出ましたモニタリング業務についてもお聞きをしたいというふうに思います。昨年の本衛管議会でも議論になったり、一般質問が行われたわけですが、クリーンパーク折居では労災事故も発生をしています。灰のかき出し作業のところかというと、労災になって、現在症状固定になっているという方もいらっしゃるわけですが、これについては、H i t z 環境サービスの、要は委託企業の安全衛生委員会での指摘があった時期でもうやめられたと、灰のかき出しということでお聞きをしているんですが、これは本組合のモニタリングのところではこの業務があるということについては、認識はされていなかったんですか。

○谷 直樹委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 灰のかき出し業務においては、もちろん灰が堆積したら警報が鳴りますので、その除去についての作業はあるというのは認識をしておりました。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 これについて、だから、2時間なりの頻度で灰がたまって、かき出しへんかったら灰が回遊するから、ちゃんと落ちてこうへんというというような話をお聞きしたんですけれども、そうなってくると、施工上の問題じゃないかというぐらいにまで思ってしまうわけですよ。2時間に1回、人手で灰をかき出しへんかったら、灰がたまってしまうということかというと。その作業が高所作業になるからということで、委託先の作業でいうと、これはやめておきましょうということになったと。新たな施設を入れられたということではありますが、それについてもモニタリングの段階でも知っていたということなんだったら、これは本衛管組合の方からは委託企業に対してはどのような働きかけをされたんですか。

○谷 直樹委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 これに関しては、ここでもいろいろな作業性のことも聞いておりましたので、その都度、合同パトロールというのを月1回実施しておりましたので、その回数を減らすようにとか、そういうのは要望しておりました。その中でいろいろ作業性を確認した結果、今では委員おっしゃるとおり、作業性を変えて、ほとんど作業がなくなったということではありますが、なかなか時間がかかったということでございます。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 そうなってきますと、モニタリング体制を人員面では削減されたということが大丈夫なのかという気がするわけでありまして。折居について言いま

すと、新しくなりまして、まさにこれからどんどんと本格稼働していくわけですが、こうなってくると、当然、さまざまな課題が出てくるもとの、モニタリング体制を縮小するということが果たして妥当な判断なのかについては、ちょっとご説明をいただいてもいいですか。

○谷 直樹委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 このモニタリング体制は、昨年から2名減と、1名は整備係の方で、1名は管理係の方なんですけども、1名を減とした原因としましては、モニタリング体制の確立もあるんですけども、旧折居工場の方で解体等もありましたので、その手続で、やはり人員が要ったということで、予定数より多い意味で人員増をした関係ですけども、今はその仕事もなくなりましたので、モニタリング体制をこの人数でやっていくということで、全国調査もした中でも今はわりあいと多い人数だと、もっと少ない人数でやっているところもありますが、城南衛管としては、やっぱり安全・安心な運転ということで今の体制をしておるということでございます。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 大丈夫だということなんです、私、やっぱりここでいうと、Hit zさんが管理をしているもとの、本組合がその業務をしっかりと指導監督していく本当に肝になる部分だというふうに思っていますので、そこについてはしっかりと体制を維持し、それが指導管理が進むように、これは本当に適正にできるようにしていただきたい、この体制は維持していただきたいというふうに思っています。

それとそういう意味でいいますと、先ほど午前中の審議でもありましたHit zさんの指名停止の問題ですよ。あれについて言うと、我々は、これ20年間、この会社にお世話になるということをおもひながら本議会でも議決をしたわけですね。その20年間お願いするという会社について指名停止があった。その内容については、個別の案件については答えられないということを議会でおっしゃるということについては、これは、やっぱり信頼にかかわる問題だと思うんですよ。この会社が本当に大丈夫なのかというふうに思ってしまうわけですね。もしかして軽微なことなのかもしれません。もしかして重大なことなのかもしれません。それもわからんという段階で、我々、これをそうなのかということで聞き逃すわけにはいかないわけですよ、これをもう20年間お願いしているわけですから。だから、この点については、やっぱり責任ある答弁をいただきたいと思うんです。議会への説明なり、もしこれの内容が個人にかかわることでセンシティブな情報で全部言えないというんだったら、これはペーパーにするなりして、必要な部分は隠すなりして、しっかり衛管議員には報告はするべきですよ、これ。そうやないと、これ、任じられないですよ。いかがですか。

○谷 直樹委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 まずは、他団体における事故ということで、非常に、私もこの間、SPCで起きました労災事故も含めて、このようなことが他団体でも起こったということで、会社としてどうなんやというところは率直に思っております。私としては、遺憾であります。その旨、H i t z、SPCの方に対しても私の方から、どういうことやねんということで、はっきりその事故の重さ、安全衛生に対してのあり方についても問いただしてきたところでもあります。ただ、案件につきましては、先ほど午前中にも申し上げましたが、他団体の件でありますので、その点につきましては、控えさせていただきたいというように思います。当然、当組合で生じた事故、案件につきましては、詳細にできる限り、プライバシーの件もあるかもしれませんが、できるだけ詳細にご報告させていただきたいというように考えております。

それと、モニタリングについてですけれども、先ほど福西の方からも説明させていただきましたが、今回、当初、稼働当初ということで、少しそういう旧折居清掃工場の残務処理といった部分もありまして、人員配置をしてきたというところでありまして、またモニタリング会議を月1回実施させていただいております。この点につきましては、日々、折居工場、クリーンパーク折居の職員は日常的にモニタリング管理はさせていただいておりますが、その月1回におきますモニタリング会議におきましては、クリーン21長谷山から職員を2名配置させていただきまして、全体的に技術的なことも含めて、モニタリングを組織として評価し、監視、監督をしているところでもありますので、ご安心いただきたいというように思います。

以上です。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 部長の方から、今、部長としても重大なことだと捉えていて、H i t zさんとはそういうやりとりをさせてもらっているというふうなお答えをいただきました。ただ、部長がそういうふうな受けとめをされているということは、私は一定、ここについては信頼をしていますけれども、わからないんですよ、何が起こったのか。何が起こったのかわからないもとの、このようにご説明いただいても、正直申し上げて、判断しようがないという状況でありますので、引き続き議会なりとはしっかりと議長、副議長を通じてご相談いただきたいというのを要望しておきたいというふうに思います。

それと、最後になりますが、H i t zでいうと、親会社というのは100%の株式を持っているのは日立造船さんですよ。そうなってくると、このクリーン21長谷山にしても、エコ・ポート長谷山にしても、多くの業務の委託は日立造船さんがやられている部分があります。それで、施設更新なんかでいうと、ほとんどが随意契約でやられている部分が多いです。そうなってくると、親会社として日立造船さんがこういった問題にどう対応していくのかということも問題になってくるかというふうに思います。

本組合でいうと、日立造船さんとかかわる部分というのは相当多いわけですか

ら、その親会社との協議というのにも必要になってくるんじゃないか。H i t zさんの親会社である日立造船、また本組合が多く施設更新などで随意契約をしている日立造船との関係について、やっぱり日常的に意見交換できる環境をつくっておかなければいけないし、必要な意見は言える関係をつくっておかなければいけないというふうに思うんですが、最後、その点についてお答えいただきたいというふうに思います。

○谷 直樹委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 今回の他団体における事故に関しましても、造船の方から話は聞かせていただきましたし、私の方から安全衛生に対してのあり方を含めて、意見は述べさせていただいております。よって、日々、日立造船との関係においても、安全衛生はもとより、日常の運転業務等に関しましても、私どもが疑問に思っていることを含めて、日々、伝えながら業務を遂行しておるところであります。

以上です。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 もう一言だけ、よろしくぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 午前中の質問のところにも関係してくるんですが、概要書の22ページの一般廃棄物処理実施計画についてのところなんですけども、23ページにグラフでも出ているんですけども、令和2年度のところでは、推計としてごみの搬入量というのは若干増えてくるんですけど、これはどういう根拠で推計されているのでしょうか。

○谷 直樹委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 23ページの表ですけども、下の表で縦に黒い線があります。これより左の方が実績、右の方が推計になってございまして、推計につきましては、ごみ処理基本計画で推計させていただいているものであります。推計でありますので、若干上に振っております、実績を見比べると、やむを得ず上がっているというのが、大きく言えば、そのとおりです。資料の上の表では下がっているのが、変な感じに見えるんですけども、あくまで実績と推計の値で上振れをしているように見えているというところがございます。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 いろいろ出てきますね。推計やし。それで、事前の資料で3市3町の人口というのをいただいたんですけど、これでいくと、令和2年度から今後、令和15年までの間で3市3町のところで人口減というのが90%だということなんです。それに伴って、ごみの排出量というのが89%という。家庭系のごみのところでは、人口減だけでも、排出量の推計は9割、90%だというふうに出ているんですけども、何で、人口が減らない方がいいんですけども、やっぱり今、すごい人口減少が起こっているし、それで家庭系なんか、とりわけごみの量なんか減っていくんじゃないかというふうに思うんですよ、人口が減っていく中で。そういうことを考えると、もう少しごみの総搬入量というか、処理量というのが変わってくるんじゃないかと思うんですけども、どういう、例えば今後5年、10年、15年先ぐらいのあたりでいくと、もっと減っていくんじゃないかと思うんですけども、どういう計算で、見通しでされているんでしょうか。

○谷 直樹委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 ごみ処理基本計画と申しますのは、廃棄物処理法で各市町村が廃棄物を処理するために計画をするよう定められておまして、法に基づいて作成されております。当組合の基本的なデータとしましては、各市町に人口なり、発生量なりをお聞きしまして、まとめたものになっておまして、委員ご指摘のごみの量の部分なんですけども、まず原単位といたしまして、1人当たりの発生量を一定、過去の実績に基づいて定め、それに人口を掛けるといったような形で計画を作成されていることが多くございます。結果としまして、人口が減っている分、原単位がそのままであれば、ごみが減った、人口が減らなければ、ごみも減らないという推計上の話なんですけども、そういうふうな仕組みになっております。原単位そのものは、やはりいろんな施策があるかと思うんですけども、そういった施策なり、社会情勢の変化がないと、あまり大きく変化するというのを計画上に入れるのは難しいというふうに考えております。現状の実績ベースで推計した原単位をもって、人口を掛けているというような計画をされておりますので、そういう意味で、この人口が減った分しか変わっていないと見えるのはまさにそのとおりでございます。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 考え方はそのとおりですよんね。それぞれの市町でつくってくれはったので、それをあわせてという形で、そのとおりやと思うんですけども、何が言いたいかというと、やっぱり確実に、例えばリサイクルなんかで再利用できる、資源化できるものを進めて、この管内のところで環境を進めていくということについては、減らしていかないとあかんと思っているんですけど、人口が減るから、1人当たりのごみ排出量が減るというだけじゃなくて、政策的にごみを減らして環境をよくするという、地球温暖化に貢献するということをしていかないとあかんと思うんですけども、そういうところでの各市町への衛管として

の働きかけとか、そういうことについてはどういうふうなことをされているんでしょうか。

○谷 直樹委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 まず、当組合としましては、ホームページにも書かせていただいておりますけども、剪定枝チップのリサイクル事業でありますとかリサイクル工房の運営、あと広報紙などの啓発事業によって、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めているところです。そうしたことを構成市町とも共同しまして、3Rを推進して循環型社会の構築を目指してまいりたいというふうには考えているところです。

また、ちょっと補足なんですけど、各市町さんの方で一定、先ほど申しましたように、ごみ処理基本計画等をつくられている中では、一定、目標はそれぞれ定められておまして、その目標に向けて取り組みはされているというふうにはなっておりますので、その辺、ご報告させていただきます。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そうですね。各市町の責任になってくるかなというふうには思うんですが、何を心配しているかというのはひとつ環境をよくしていくためにどうしていくのかということと、今、地球温暖化が非常に変動が激しいですから、少しでも地球温暖化を抑制していくために、毎日の私たちの生活も改善していかなくちゃいけないなというふうには思うんです。それはもうみんながそう思っていると思うんですけどね。そういうことと同時に衛管の事業費でいえば、先ほどからもいろいろありますけども、委託費が、大きなところの委託費、今後何十年という契約になるわけですから、人口が減っても委託費は今後何十年と変わらずにあるわけです。人口が増える見通しというのは今のところないですから、ごみの処理量も減ってきてても委託費は変わらずと。そしたら、その衛管の事業費そのものが、その委託費が大きくなって、ほかのところもあるんだけど、特段に大きくなっていくんじゃないかという懸念がありますから、とはいえ、焼却もしていかなくちゃいけないし、いろんな処分もしていかなくちゃいけないから、必要な事業にはなってくるんですけどね。ここをどうバランスとってくるかということが非常に大事なかなというふうには思っているんです。私の質問をわかっただけですかね。

ということで考えると、衛管、組合の立場でしたら、それぞれの市町のところで、やっぱりちゃんとそのごみ処理基本計画を実行していくということが非常に大事なかなというふうには思うんですけどね。という、やっぱり働きかけをぜひ組合としても、やっていただきたい。もっともっとごみが減っていけるように、3R、リサイクル資源化が循環型のそういうことができるように、何がどういう仕方がいいのかということをやっていただけるようお願いしたいなと思うんです。事務事業を担っている衛管の立場と3市3町の、また実行していくところと、また連携しながらやっていかれるわけですから、その辺についてはいかがでしょう

か。

○谷 直樹委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 当組合では、月に1回、構成市町の担当課長会議ということを開催させていただいております、そちらの方で月に一度、各市町の方から来ていただいて、日々の分別のあり方、または不適切なごみの問題、課題点等を共有する、または市町、3市3町で意見交換、情報交換をする場ということで設けさせていただいております。そういうところで今後も循環型社会に向けた取り組みを進めてまいりたいというように考えております。

○谷 直樹委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 先ほどもありました折居の清掃工場のところで、ppmの何か警報音が鳴るような、何でかいうたら、焼却のときの、やっぱりプラスチック類なんかが入っているということで。個人のそれぞれの生活者のところでのプラスチック容器を使わないでというのは、限界があるんですね。みんな、マヨネーズにしたって、何にしたって、プラスチック容器に入っていて、それはきれいに清掃できないから、やっぱり燃えるごみの方に入れざるを得ないとなったら、それを、やっぱり使わないでどういう販売方法があるかという、それで、処分の方法があるかというの、国のところで開発というか、各企業に求めていただかないと、それぞれの個人的なところではもう限界に来ているのかなと思うんです。皆さんもご存じのとおり、高齢者の方が一生懸命製品の裏のプラマークか、キャップは何だとか、そういうのを見ながら分別をしておられるんですけど、もう限界かなという感じで。ということで、やっぱり国に対しても、組合としてきっちりと声を上げていただくという、製造元、販売元のところでのごみを減らしていくような取り組みがこれだけ地球温暖化が進行していますから、早急な対策が必要かなというふうに思っているんですけども、この辺のお考えはいかがでしょうか。

○谷 直樹委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 生産者責任等やというように思います。この点につきましても、我々としてどうあることが資源循環型社会になるのかなということで、またそればかりではありませんけれども、不適物の混入の防止等も含めまして、国への要望というような形も、そういう要望する形がございますので、そちらの方で要望を今後考えていきたいなというように思います。

また、さらに先ほど申しました担当者会議を含めながら、ちょっと研究してまいりたいなというように考えております。

○坂本優子委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 概要書のページで言いますと、29ページなのですが、クリーン21長谷山長寿命化等検討業務というふうにあります。お聞きしたいのは、この長寿命化の検討の事業の内容を、もう少し中身を教えてください。

それから、基幹的設備改良事業が有利となった場合は地域計画の変更を経てというふうな文章があるんですけども、ここでいう地域計画の変更というのはどういうことなのか教えてください。

それと、奥山埋立処分地の浸出水の処理方法の検討を行うということも書いてあるんですけども、これについて内容を教えてください。

○谷 直樹委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 ご質問の回答の前に、1つ。先ほど私、23ページの推計において、「ごみ処理基本計画で推計させていただいている」と申しましたが、ごみ処理基本計画は10年の計画でありまして、それとは別に毎年、一般廃棄物処理実施計画というものをつくっておりまして、そちらの計画値を推計値として載せておりますので、訂正させていただきたいと思います。失礼しました。

そうしましたら、長寿命化についてということですので、ちょっとご説明をさせていただきます。

廃棄物焼却施設につきましては、高温多湿の状況や腐食性ガスや雨水などにさらされる環境で24時間連続運転するというような苛酷な条件のもとで稼働しております。施設全体として、耐用年数として約20年から25年と短いような状況になっているところがございます。一方で、施設の建設費は増加傾向にありまして、施設を極力長期間使用し、建て替え周期を長くすることが一般的には経理的に有利というふうになっております。しかし、この施設を長期間使用するためには、施設設備の劣化による性能低下を基幹的な設備の改良工事などで機能回復をさせながら、適切に維持管理を実施する必要がございます。

この長寿命化総合計画の策定業務におきましては、この施設の長寿命化をする上で必要となる工事の内容として、更新や基幹的設備改良工事、また毎年の定期点検整備等のコスト面や処理の安定性等について総合的に検討し、計画をするというものになっております。

なお、この長寿命化に必要な基幹改良工事につきましては、その工事によって、一定の二酸化炭素削減が必要になる場合等は交付金の対象になりますけども、長寿命化総合計画を策定した上で工事を実施するというのが条件になっております。

続きまして、地域計画の変更ですが、地域計画と申しますのは、循環型社会形成推進計画と申します。市町村等が廃棄物の3Rを総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理、リサイクル施設整備を計画するものとして、この計画に位置づけられた施設整備等に対して交付金を交付されるというのが環境省に載っております。次年度策定する長寿命化総合計画におきまして、基幹的設備改良工事を行うこととした場合等、交付金などの対象と考えられる工事や計画支援

については、現時点で地域計画に載っておりませんので、その工事等を地域計画に盛り込む必要がございます。それが地域計画の変更としているものでございます。

続きまして、奥山埋立処分地の浸出水の処理方法の検討ということについてでございますが、現在、奥山排水処理施設にて浸出水の処理を行っているものの、稼働から約40年経過しておりまして、老朽化に伴う施設の更新を含めた奥山埋立地浸出水対策の検討として行うものと考えております。処理方法の抜本的なあり方を最終処分場等に関して広く知見を有しているコンサルタントを活用して、検討してまいりたいというふうに考えておりまして、各省令の適合性とか、実現性、その他諸課題、事業費等々について検討を行って、抜本的な対策事業としての提案を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 長寿命化の事業のことをちょっと質問したんですけども、更新が基幹的設備改良事業か、維持していくかというような、その3つをコスト面で考えて、何が一番いいのかということを検討するというような内容なのかなというふうに受けとめたんですけども、ちょっと聞きたいのは、更新といえば、クリーンパーク折居のように新たに潰して建て替えるというようなことを想像できるんですけど、この基幹的設備改良事業というのがちょっと字だけ見てもよくわからないので、老朽化したものをどのような手法で改良していくのか、もう少しその事業のイメージを教えてくださいなかなというふうにちょっと思っています。

それと、今後のことになるとは思いますが、わかる範囲でどれぐらいの費用がこの基幹的設備改良事業では必要になってくるのか。何かここに有利となった場合はということが書いてあるので、有利となるのかなというふうな想像なんですけども、もう少し事業の中身と費用面をわかる範囲で教えてください。

地域計画というのは大体そういう計画がもともとあるということで変更していくということに理解をしておきます。

それから、奥山埋立処分地の浸出水の処理方法なんですけど、何を心配しているかといえば、衛管では2010、何年でしたっけ、保健所とかの指導を受けて、瀬戸内海、何だったか、法違反を7年ぐらいされていて、指導を受けて改善命令が出たという、ちょっとあまり知られたくないようなことが実際起こっていましたので、最終排水する河川はどのように、今現在、三郷山と奥山でどこの河川に排水しているのか、ちょっとその辺も含めて、もう少し教えていただけたらなというふうに思います。老朽化しているのはしているの、何とかしないといけないと思うんですけども、コンサルが入って、きちんとそういう法に基づいた検討を、やっぱりしてもらわなあかんと思うんですけども、その辺、もう少し教えてください。

○谷 直樹委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 まず、長寿命化の基幹改良の内容ということでございます。一口に焼却設備の寿命といいましても、例えば毎年の整備にお金がかかり過ぎて、建て替えた方がましだというぐらいまでいったというのも1つの寿命ですし、生活様式の変更などによって、ごみ質がそもそも合わなくなってきて、今の焼却設備では思ったような機能が出ないといったものも寿命ということになりますので、寿命という考え方がさまざまあるんですが、施設を長期間使うという中では当然、ごみ質もごみ量も変わるという中で、設備の状況も見えないといけないということを総合的に判断しまして、この設備はこういうふうにした方が今後お金があまりかからないであるとか、長年使うのであれば、こういう改造をして、こういうごみ質にも対応しないといけないといったことも検討する必要があると。そういったことを総合的に検討いたしまして、基幹改良設備の工事として、工事の内容を決定していくというところが必要となるということでございますので、今、検討段階ということで、工事の内容が決まっているわけではございませんけれども、そういったところを来年度以降検討していくということになるかと思います。

もう1点、金額なんですけども、ただ今申しましたように、内容が今のところは決まっていないというところで、幾らになるというところまでも出ていないところでございますけども、参考といたしまして、昨年度、視察で見ていただきました倉敷市のクリーンセンター、こちらの方の基幹改良設備の例でございますけども、規模が私どもクリーン21長谷山が1日当たり240tの焼却炉でございますけども、それよりも少しだけ大きい300t炉というところなんですけども、そこでかかった基幹改良の工事費が税抜きで約47億円というところでございます。こういう形になるかどうかはちょっとまだわからないんですけども、参考にしかありませんが、今後、そういうような感じになっていくのかというふうには考えております。

最後に、排水処理のそれぞれの放流先でございますけども、奥山排水処理施設からの放流先は長谷川になっております。グリーンヒル三郷山の放流先は田原川になっております。

以上です。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 ごみの質であるとか生活様式の変更などで変わってくるのも寿命だという、今の答弁、何となくはわかったんですけど、ただ、先ほどもありましたけど、人口減少とともにごみの量も減っていかないといけないし、よりリサイクルの方を推進して可燃ごみを極力減らす、紙類なども全て古紙回収とか、本当に可燃ごみを減らしていけば焼却施設はもっともっと規模は縮小できると思うんですね。そういう意味からいえば、今後の人口減少、それから環境行政を担っている衛管が自治体と一緒にあって、ごみの減量を旗を振ってもらって、極力焼却施設の更新とか改良工事に費やす費用を本当に減らしていくということも含めて、今度の検討業務に当たっていただきたいなというふうに思いますし、これは要望

しておきたいと思います。

それから、奥山埋立処分地の方は長谷川という川にこれからも流していかないと法違反になるということでは、きっちり厳格に守っていただく改良をしていただきたいというふうに思います。

あと、ちょっと最後、概要書の31ページになるんですけども、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績及び計画なんですけど、ちょっと何点か教えていただきたいんですけども、令和2年の実施計画の埋立量のところの処分量が620m<sup>3</sup>ということで、それ以外の年度の数字とかなりかけ離れているように思うんですけども、少ないのはなぜなのか教えてください。

それから、残余量が減少して行って、今後の見通しが非常に気になる場所なんですけど、今後の見通しについても教えてください。

以上です。

○谷 直樹委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 まず最初に、令和2年度の実施計画620m<sup>3</sup>について説明させていただきます。

概要書の22ページ、一般廃棄物（ごみ）処理実施計画についての表の中段より下、埋立処分のところで、直接埋立不燃物その他資源化ダスト1,007tのうち、616tと小動物不燃物（骨）1t、クリーンピア沢土砂類69t、計686t、これを容積に換算いたしまして620m<sup>3</sup>を埋め立てする計画とさせていただいております。この計画の主な埋立物といたしましては、先ほど申しました直接埋立不燃物その他資源化ダスト616tのうち、組合市町から搬入される土砂類等の不燃物506tを主に埋め立てをさせていただき計画としております。

概要書の31ページ、令和3年度から15年度計画まで、3年度から11年度までは3カ年でそれぞれ3,150m<sup>3</sup>、令和12年度から15年度の4カ年におきまして4,200m<sup>3</sup>を計画量、もしくは推計値という形で理解していただければありがたいと思います。単年度、1年度で1,050m<sup>3</sup>とさせていただいております。この1,050m<sup>3</sup>につきましては、やはり埋立処分量については変動いたしますので、来年度、2年度につきましては、実施計画620m<sup>3</sup>とさせていただいておりますけども、令和3年度以降、同じ計画量ということにはなりません。埋立量は、変動いたしますので、変動分を想定いたしまして1,050m<sup>3</sup>とさせていただいております。

この内訳につきましては、今年度の埋立処分実施計画量、t数でいきますと、先ほど言いました686tとその直接埋立不燃物その他資源化ダストの上段に破砕選別不燃物4,319tがあります。このうちの196tを変動分として加算いたしまして合計882t、1,045.70m<sup>3</sup>端数整理いたしまして、年間1,050m<sup>3</sup>という形で計画させていただいております。考え方といたしましては、令和3年度以降は620m<sup>3</sup>から1,050m<sup>3</sup>の間で推移するものと考えております。

残余量と今後の見通しにつきましては、やはり委員ご指摘のように残余量は減少しておりますが、一定の埋立残容量と埋立期間にも、猶予がありますので、今後の埋立量の推移、処分地の残余量を的確に把握していくことによって、今後の

埋め立ての将来展望、いずれは埋立処分地が終了する時期が参りますので、こう  
いったところの検討を要する時期を見定める必要があると考えております。これ  
が中長期的な課題であるというふうに考えております。

以上です。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 済みません。ちょっと途中の説明がよく理解できなかった部分も  
あるんですけど、結論から言えば、令和2年度も最終は年間処分量は1,500m<sup>3</sup>  
ぐらいになるという理解でよかったですか。令和1年の見込みが1,529m<sup>3</sup>な  
ので、それぐらいには破碎選別不燃物とかいろいろ入れたら、それぐらいになり  
ますよというような理解でよかったですかどうか、ちょっと確認だけしておきたい  
と思います。

それと、残余量の中長期的な目標として満杯になったときのことも考える時期  
が来るということですけど、満杯になったときにはその新たな埋立処分地を確保  
しなければいけないということの理解で、土地はどこかで作るというような理  
解でいいんでしょうか。

○谷 直樹委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 埋立処分地に対しましては、確かに次期最終  
処分地の整備、あとは延命化しておりますので、延命化工法があります。嵩上げ  
工法、例えば埋立容量が20万m<sup>3</sup>あります。20万m<sup>3</sup>を25万m<sup>3</sup>にする。掘り返  
し工法、埋め立てたものを掘り返して、リサイクルできるものとできないものに  
分別いたしまして、リサイクルできた分だけ容積が減少させることができるとい  
った方法もあります。次期最終処分場の整備を含めまして、これらを検討し総合  
的に判断する必要がある、このように考えます。

今年度の埋立見込みにつきましては、災害の影響により1,529m<sup>3</sup>とさせてい  
ただいております。この影響を除きますと、概ね1,000m<sup>3</sup>前後で推移するもの  
と考えます。

○谷 直樹委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 ありがとうございます。大体わかりました。

本当に私たち自らが出すごみの最後まで行方を、やっぱり追って行って、私た  
ちも、やっぱり責任を持って、見届けなあかんというふうに思っていますので、  
何かといろいろ業務するに当たって、大変なことがあると思うんですけども、  
ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

以上で終わります。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

若山委員。

○若山憲子委員 済みません。1点だけお伺いしたいんですけど、3ページの各工場の運営経費の状況ということで、ごみ焼却費、いわゆる54.4%に当たるわけですけど、このごみの焼却費の、いわゆる焼却費用を、例えば1t単位とか、もう少し実際にはどれぐらいかかっているというのを教えていただきたいと思うんですけど、それはなぜかという、私とこでもごみ処理基本計画があって、中間見直しがされている中で言うと、城陽市の場合は可燃ごみがなかなか減らない、個人の出している分は少し減っているんですけど、事業系の可燃ごみが減らないということで、それが課題になっていて、どうしても可燃ごみのところが大きな課題になっていて、それは、いわゆるこの衛管の分担金のところでいうと、占めている割合でいうと、全体の予算40億3,600万ほどのところで32億5,900万が分担金を占めているということであるという、それを減らそうと思ったら、ここに丁寧に行革のことも全部知らせていただいているんですけど、これ以上職員の関係とか行革の関係でなかなかできることが少ないと思うんですよ。それで、最終的にごみを減らすのは各市町の実施努力ですけどね。それでいうと、もう少しここ、そのごみを処理している衛管として、例えばもう少し各市町とか住民のところの皆さんにわかりやすくするためには、ごみの焼却処理の費用ですね、どこまでその中に入れるのかという部分があるんですけど、衛管やったらこの焼却施設の建て替えとか、いろんなそこにかかわる部分もあるんですけど、焼却処理費用というのをもう少しわかりやすく教えていただきたいと思うんですけど。それでまた私たちもそれを各市町のところでの、いわゆるごみ減量につなげていきたいと思っているんですけど。

○谷 直樹委員長 答弁できますか。

○若山憲子委員 例えば、ほら、22ページのところで量が出ていて、それで費用のところ単純に割ってもいいものかどうか分からないので、これ、教えていただけますか。

○谷 直樹委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 ちょっと厳密に処理単価という形での数字は持ち合わせていないんですけども、単純に今回の予算で、例えばクリーン21長谷山にかかっている人件費、それからクリーン21にかかっている運転経費、工事費も含めて全ての経費、こちらの方を足しまして、それからそこでかかっている、例えば発電の収入、こんなを差し引きまして、単純にごみ焼却費の今回の長谷山の方で想定されている焼却量、これを割り戻しますというふうにしますと、大体t当たり1万8,000円という形になります。あくまでもこちらの方は今年度の予算だけを足していますので、本来であれば、過去の建設にかかっている公債費であるとか、当然、そういうようなものも含んでいくべきかなと思いますけども、単純に足せば1万8,000円になるかなと思います。

言われていますように、ごみ焼却経費が、ごみが減れば焼却費も下がるという

ような形にもなるんですけども、それは変動的な薬品であるとか、そういった部分は当然、そういうことになるんですけども、当然、工場を運営していく上での人件費、これは1 t下がったからといって、人件費が下がるものでもございませんし、維持管理にかかる経費、オーバーホールに係る工事費、修繕料、こういったものは建てた段階で当然、発生してきますので、そういう意味ではごみが減ったからといって、ごみ焼却費がたちまち下がるものではないという形にはなってきますけども、単純に計算すれば、そういう形になるかなというふうに考えております。

○谷 直樹委員長 若山委員。

○若山憲子委員 今、予算の単純に長谷山のところでの金額で割り戻してもらったということですね。そのごみ焼却にかかる費用というのは全てだと思うんですよ。建物の償却資産も含めて、単純に、今おっしゃったように、ごみの量が減ったから焼却するところの量だけではなかなか見られへんと思うんですけど、衛管としては、そこに責任を持たんなんわけですから、もう少し具体的にその焼却処理費という言い方がいいとかどうかわかりませんが、例えばこのごみが減ったらその費用はこれだけ減りますよということをもう少し客観的な、過去からのものも含めて出していただけたら、少し住民の方に説明がしやすくなるのではないかなと思いますので、そこの辺のところ、それは今後のこととしてお願いしたいかなというのが1点要望と、それとそういうことを、先ほど、いわゆる各市町との担当者会議の中でいろいろ行政、環境衛生についての意見交換のやりとりをしているというようにおっしゃっていたと思うんですけど、このごみのところで言っているのかどうかわかりませんが、例えば広報についても、少し各市町との連携をしながら、ごみの、いわゆる減量に向けてのそういう広報のあり方なんかもそこでもぜひ検討していただきたいなど、これも要望しておきます。

以上です。結構です。

○谷 直樹委員長 いいですか。

○若山憲子委員 はい。

○谷 直樹委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷 直樹委員長 ほかに質問がないようですので、以上で衛生費についての質疑を終結いたします。

[歳入全款]

○谷 直樹委員長 それでは次に、歳入全款についての説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 それでは続きまして、歳入全款についてご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございます。

予算書7ページから8ページをご覧願います。

分担金及び負担金は、3市3町からの市町分担金として、8ページの表の下段の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金5億6,689万2,000円、ごみ分担金26億9,216万8,000円、合計32億5,906万円を計上いたしております。

概要書の16ページをご覧願います。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載いたしております。棒グラフでお示しをいたしておりますのが事業費、折れ線グラフでお示しをいたしておりますのが分担金の推移でございます。

冒頭でもご説明を申し上げましたが、これまで建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加により、歳出総額が増加する中での市町分担金につきましては、その負担の平準化に最大限努力してまいりましたが、令和2年度につきましては、折居清掃工場更新事業に係る公債費の増加により、ごみ処理施設建設経費が増加し、ごみ分担金が増加したものの、し尿等の搬入量の減少や、し尿収集運搬委託台数の減少等に伴い、し尿分担金が減少しましたことで、分担金につきましては対前年度比較で272万8,000円の減額となっております。

なお、構成市町分担金の詳細につきましては、概要書の10ページ、11ページに記載をいたしておりますので、ご覧おき願います。

続きまして、予算書にお戻りいただきまして、9ページの使用料及び手数料をご覧願います。

使用料では、行政財産使用料として鉄塔敷や職員駐車場等の用地使用料123万1,000円を、手数料では、衛生手数料として4億7,149万2,000円を計上いたしております。

概要書の12ページをご覧願います。

し尿処理手数料は、下水道の進捗により、し尿収集対象世帯が前年度比較8.3%減となる3,001世帯と見込んでおり、引き続き減少いたしております。

また、浄化槽汚泥手数料につきましても前年同量比較で7.9%の減少見込みとなっております。

ごみ処理手数料につきましては、事業系の可燃ごみ及び不燃ごみの搬入量の増加に伴い、対前年度比較で2,253万7,000円、6%の増額の見込みとなっております。

概要書12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では4億7,272万3,000円で、対前年度比較1,833万2,000円の増額となっております。

次に、国庫支出金でございます。

予算書では9ページの下表、概要書は12ページの下段に記載をいたしておりますが、概要書をご覧願います。

クリーン21長谷山の長寿命化等検討業務に係る循環型社会形成推進交付金と

して399万8,000円を計上いたしております。交付金の交付率につきましては、3分の1となっております。

次に、予算書10ページの財産収入をご覧ください。

まず、財産運用収入では財政調整基金及び転廃業助成基金の運用収入、合わせて19万8,000円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では、資源化物の売却収入等、合計8,365万9,000円を計上いたしております。

資源化物等の売払収入の明細につきましては、概要書13ページの下表をご覧ください。

資源化物のペットボトルの売却価格の上昇等により、前年度比較で右下に記載しているとおり、1,085万3,000円の増額となっております。

続きまして、予算書10ページへお戻り願います。

10ページ下表の繰入金でございますが、歳出面で転廃業助成金が3台分発生することから、転廃業助成基金から1億1,361万円を繰り入れすることとして、予算を計上いたしております。

続きまして、諸収入でございますが、予算書では11ページ、概要書では14ページの下表に記載しておりますが、概要書をご覧ください。

内訳といたしまして、組合預金利子として、歳計現金等の運用利子7万7,000円を計上し、雑入としてクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の廃棄物発電収入やエコ・ポート長谷山の工房教室参加料など、2億9,918万6,000円を計上いたしております。余剰電力売却単価が上昇したことにより、諸収入の総額で前年度比較1,628万9,000円増額の2億9,926万3,000円を計上いたしております。

最後に、組合債でございますが、予算書では11ページの下表、概要書では15ページに記載しておりますが、概要書をご覧ください。

令和2年度は大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業に充当する財源として390万円の借入を予算計上いたしております。

なお、折居清掃工場更新事業の完了に伴い、前年度比較で3億8,810万円の減額となっております。

以上、歳入全款の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算書38ページに債務負担行為に関する調書、39ページに組合債の現在高見込み額に関する調書、40ページには令和2年度の市町分担金負担率表を添付いたしておりますので、ご覧おき願います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○谷 直樹委員長 これより歳入の全款の審査に入ります。

質疑はございませんか。

関谷委員。

○関谷智子委員 概要書の方で申し上げますと、5ページなんですけど、し尿関係の経費の中で、し尿収集運搬委託料と、し尿収集運搬に要する経費が1億8,723

万4,000円と、その徴収事務に関する経費259万円、合わせると1億9,000万ほどになります。

一方で、12ページのところで、し尿収集処理手数料というのを見ますと、世帯数が3,000世帯で、金額が2,665万3,000円、従量制の方でも2,739万1,000円と、これを収集して、いただくというふうなことになるわけですが、これだけ1億9,000万ほど出るのにこれだけを収入といいますか、そういうことでこのくみ取りで利用されている方というのは1カ月750円の徴収なんですね。それはずっと長いこと750円かというふうに思っているんですけど、何で750円なのか。ずっと先の話では何か物価のスライドに合わせてというふうな、一方でそういう話もあるのにこの750円しか徴収しないという、そのあたりのことについてお聞かせください。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 組合の手数料については、し尿処理手数料は人頭制から世帯制に移行したのが、それが平成8年なんです。これがその前は人数によってお金が上がっていくという形のものでしたんですけども、平成8年度で定額になりました。それが750円で今も変わっておりません。基本的にはその当時は受益者負担を考慮しながら、近隣団体の状況や、今の検討要素の中では管内の下水道世帯も大分普及してまいりましたので、この公平性も踏まえて検討していきたいとしております。ですので、今、750円ですけれども、検討していきたいと考えております。受益者負担を考慮しながら、当時は受益者負担、また近隣団体の状況を見ながら750円を定額制になったんですけども、今回、また改定が10月に消費税が変わっていますので、これから検討課題かなというふうに考えております。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 750円は驚くほど安いんですね。主婦感覚にしましたら、下水道が通ったら、つながりますね。そうすると、1カ月仮に水道料金1万円使っていたら、その倍かかりますよ。それがこのし尿処理では750円で済むと。なかなか下水道につないでいただけない理由、それぞれいろんな事情があるんですけども、やっぱりあまりにも安過ぎるというのも何かと思いますし、これだけ費用がかかっているのに個人の負担が750円というのはいかがなものかというふうに私は思っております。非常に不可解です。それまで750円じゃないとおっしゃいましたね、平成8年以降はそれまでは幾らぐらいだったんですか。私はずっとこの安い金額しか聞いたことがなかったんですけど。だから、何で750円に設定されているのかということもお聞きしたいんです。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 平成8年以前の人頭制の値段ということで参考までに、1

人ですと270円でした。2人ですと760円になっております、2人世帯になりますと。一人一人増えていくと値段が加算されていくわけなんですけども、750円になった経過としましては、その当時、ほぼ値上げの影響がないとして、2人世帯760円でしたので、これより多い家庭に対しては、言うなれば、値下げになってしまうということで、影響がなく、理解を得られるということで平成8年当時は検討されて、金額的にいうたら、760円から750円、10円ちょっと下がった状態ですけども、2人世帯でも値下げになるという形の価格帯になっております。ですので、二十数年間ですけども、見直しを行っていつてきていないということでしたけども、消費税も上がりましたので、これからの検討課題かなということでご理解願いたいと思うんですけども。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 しつこく言いませんけど、大方2億ほど、1億9,000万かかることにこれだけしか自己負担をしないというか、私はものすごい不思議なことで、転廃業で三千数百万、それも出してきているわけですよ。だから、下水道をつないで水道料金の倍ぐらいになって、なおこのところのこういう負担をしなくちゃいけないというのは、私は何かつり合いが非常にとれへんなという思いがずっとしていました。

私はずっとその担当課長会議というのがあるからと言うてはったので、ちゃんと言うてください、城南衛管へ行ったら、こういう声が出ていると言ってくださいと言うて、もう久しくなりますけど、全然これ、変わらない状況で、今日まで来ています。

あと3,000世帯かもしれませんけど、やっぱりこの私は非常に不均衡やと思いますので、他市を見てください。ほか、変わっているところもありますよ。このままのところもありますけど、あまりにも、1人270円で2人で760円で、上がったとしたって、そんな大人数も家庭もいやはらへんやろうし、やっぱり750円に設定しはること自体、私は何か非常に不可解な思いがしますけど。その750円の根拠は何なんですか。だから、1人260円の根拠というの、これだけお金がかかっているのにこれだけ集めはらへんというのも非常にわからへんことなんですけど、そのあたり、わかる範囲で教えてください。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 過去の負担の経過というか、説明をわかる範囲ですけども。まず人頭制においては、収集運搬経費、昭和45年、大変古いんですけども、この当時に収集運搬経費の半分、50%の料金をその当時の人数で割りましょうと。半分は持っていただきましょうと、負担していただきましょうということになっております。1人当たりでいいますと、この当時は244円となっていますね。それから、昭和56年にはこれが管理部門経費と処理部門経費というのがありまして、公債費、減価償却費を全てこれに加えて、収集運搬経費に加えます、その35%を住民に負担していただきましょうということになっておりまして、世

帯割では170円、人員割では230円としております。

こういった経過がありまして、長らく35%の受益者負担ということで、考えはあったわけなんですけども、平成8年に改定となったのは、それまでは人头制でいろいろ人数によって料金が変わるということで、社会情勢としまして、まず料金の簡素化を図ろう、言うなれば、人によって値段が変わるのではなくて、わかりやすい料金体系にしようということがありました。それで事務経費を何とか削減できないかということがありまして、その当時はし尿も元気といたしますか、量も多かったわけなんですけども、登録していただいていますので、人の人数を聞かないといけません。何人お住まいですかと。こういう手間を省きまして、定額750円という、値段の方の根拠としましては、価格改定で2人世帯にほぼ影響ない、それ以上は値下げになる、住民に理解が得られやすい形の値下げ、1人世帯が値上げとなりますが、ほぼ影響はないでしょうという、当時、議会でも議論されまして、理解を得られた金額となっております。

その当時、二十数年たっているわけなので、委員のご指摘のとおり、消費税も上がりましたし、検討課題としては認識しておりますので、これから検討等しまして、やっていきたいなというふうには考えております。

○谷 直樹委員長 関谷委員。

○関谷智子委員 これ、最後にしますけど、例えば昭和45年に50%の負担というのがいいのかどうなのか、私にはわかりませんが、今、そういう考えでいったとしたら、ほんまに4分の1の負担をしていただいているだけというふうな、25%の負担をしていただいているような状況にもう変わっているということと、それと下水道につないだところとつないでなくてこういう形のところのあまりにも差があり過ぎるという、やっぱりこの辺はしっかりと是正をして、早急に見直しを図っていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。  
馬場委員。

○馬場 哉委員 予算書の9ページ、概要書の12ページなんですけども、し尿処理の手数料は現状2カ月ごとに口座振替と納付書での納入をお願いしていると思うんですけども、近年の徴収率の推移と納入通知書、金融機関に持ち込んで納付する手続ですけども、住民さんの利便性を考える上で、バーコードつきの納付書を発行するというのができて、コンビニエンスストアの納付が可能やと思うんですけども、それについての今後の導入についてお聞きしたいと思います。

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、コンビニエンスストアの納付の導入を考えるという形でよろしいでしょうか。

○馬場 哉委員 はい。

○花畑久仁浩業務課長 構成団体等で導入されています税金等におけるコンビニエンスストアの納付につきましては、住民サービスの一環として昨今導入されることも多いです。この間、研究も私どもは、し始めたところなんですけども、し尿の定期収集における全体件数は平成30年度実績で、3,640件であり、納付方法はそのうち約8割は口座振替となっております。約2割が納付書払いであり、納付書を送りましてお支払いいただいていると。しかし、下水道進捗に伴い、し尿世帯は年々減少をしております。参考としまして、うちの推計ですけども、令和9年度でし尿世帯が2,000件を切っていくということではないかというふうにも推計しております。

また、口座振替に係る金融機関の現行事務取扱手数料は口座振替と納付書とともに1件当たり3円の手数料をお支払いしております。郵便局は口座振替のみで1件当たり10円でございます。一方、コンビニエンスストアで納付されますと、1件当たり約60円の事務取扱手数料が組合負担となりますほか、CNSの地銀ネットワークサービスへの問い合わせですけども、基本料、使用料の負担や当該納付書をコンビニエンスストア仕様とするためのシステム改修費用が必要となります。例えば、コンビニエンスストアで市町の住民税約3万円を納付される場合と、当該し尿手数料2カ月分で1,500円を納付される場合も同額の約60円の手数料が必要であります。また、当該し尿手数料の納付書支払いによる件数は各月で790件であります。そのうちどの程度コンビニエンスストアの納付を利用していただけるのか。月100件未満の利用となれば、コンビニエンスストア納付は受けてもらえないというコンビニエンスストア側の事情もあり、微妙な状況にあります。

このように費用対効果面等の諸課題を抱えている状況があります。ということで、こちらの方は答弁させていただきます。

○谷 直樹委員長 馬場委員。

○馬場 哉委員 今回の件はわかりました。

それ以外にクリーン長谷山で住民さんのごみの自己搬入のときにも処理手数料を納入されていると思うんですけども、このときに昨今のキャッシュレス化社会ということで、公金管理の点、また事務事業の効率的の点から考えて、もし可能であれば、キャッシュレス決済を導入できるかなと思うんですけども、それについて検討される予定はございますか。

○谷 直樹委員長 山田会計管理者。

○山田達也会計管理者 キャッシュレス化の検討課題についてご説明申し上げます。

キャッシュレス化につきましては、政府は消費税増税とあわせて、積極的にキャッシュレスを推進しており、口座から現金を引きおろす手間が不要となるほか、

現金を持たなくてよいので安全であるとか、振り込みの手間がなくなる、決済ごとにたまるポイント付与などのメリットがあり、構成市町である宇治市においてもキャッシュレス化による公金納付が始まり、キャッシュレス化の必要性を感じているところでございます。

委員ご指摘のごみの自己搬入手数料のキャッシュレス化でございますが、市街地と異なり、長谷山エリアにつきましては、スマートフォンの電波受信状況が良好な状態ではないことや、ごみの量の計量システムをキャッシュレス化仕様にするためのシステム更新が伴うこと、手数料負担を本人または組合のいずれかにするかなど、費用対効果面等を整理する課題がございます。これら諸課題の整理を行いますとともにキャッシュレス化についての検討、研究を行ってまいりたいと考えております。

○馬場 哉委員 結構です。

○谷 直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷 直樹委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で歳入全款についての審査を終結いたします。

以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

[総 括]

○谷 直樹委員長 これより総括質問を行います。

質問はございませんか。

大河委員。

○大河直幸委員 総括的に本日の部局別の審査も踏まえてお聞きをしたいと思います。

1つは、やはり本組合と委託事業者との関係であります。本組合の職員体制の事業経過、ベテランから若手への技術継承の問題も指摘をさせていただきましたし、モニタリングの体制などについても指摘をさせていただきました。本組合がこれまでと同じように、当然、民間事業者、委託業者なしにこの事業を回しているということとはできないということは、私はそれは理解をしています。だから、極端なことを申し上げて、民間事業を入れずにやれなどということを上げるつもりはないわけでありまして、ただ、本組合が民間事業者に業務を一定お願いするならば、その中で本組合が果たすべき役割というのが明確になってくるのかなというふうに思っています。この点について、本組合が民間事業者との関係で当然、緊張関係を持って対応しなければいけないと思うんですが、それに向けての組合の対応についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○谷 直樹委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 組合の業務執行と民間委託の関係でございます。従来から、できる業務については民間委託ということを進めておりましたけれども、私はその民間委託につきましても、やはり民間の専門性を活用するというのがまず第一であろうというふうに思っております。ただし、活用する場合においても、廃棄物処理法におきましては、あくまでも市町村、私どものところでいいますと、城南衛管がその最終責任を負っておりますので、その最終責任を持ちながら、可能な部分については委託していく、そういう考えでおります。これからも委託でいいのか、直営でいいのか、そういった話の内容については、委託です方がより効率的、効果的、しかも確実に業務処理が行えるという前提が大切だろうと思っておりますので、これからの業務運営につきましても、そういう視点で進めていきたいというふうに考えております。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 業務運営をどう委託をしていくのかということだけではなくて、委託をした後の本組合と委託先との関係についてもしっかりと緊張関係を持って、指導、管理ができる体制を引き続きしていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

それともう1点、最後にお聞きしたいのは、本組合は当然のところ、一部事務組合であります。今、環境の問題などが相当世間では注目を浴びています。マイクロプラスチックの問題なども注目を浴びています。市町のところで言いますと、収集業務が中心になっていきますので、やはり住民の皆さんからちょっと一部事務組合は遠いところにある、なかなか見えないというふうに思うんですね。広報の問題なども、少しだけ、もう一端だけお話をさせていただきましたけれども、住民の皆さんと力を合わせて、そういった本当に注目されている環境の問題、リサイクルの問題などに取り組もうと思えますと、市町の皆さんとも力は当然、合わせなければいけませんけれども、城南衛生管理組合が一部事務組合といえども、住民の皆さんの前にしっかりと見える組織でないといけないと、ごみ処理の家庭、またリサイクルの家庭などについて、城南衛生管理組合が果たしている役割というのを管轄の住民の皆さんにご理解いただかないといけないというふうに思うんですが、その点について、一部事務組合なんだけれども、やっぱりこの責任を果たしていくという点についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○谷 直樹委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 城南衛生管理組合の最大の使命は日々のごみ処理でございますけれども、最近の世の中の状況としまして、プラスチックごみをはじめ、3R、地球環境の問題、こういったことが大きなテーマになってきております。私ども、城南衛生管理組合はそうした主体となるべく位置づけられているという

ふうに思っておりますので、委員からご指摘のございました、また別の委員からもご指摘ございましたけれども、いろんな団体との連携をしっかりとっていくこと、そして住民の方に城南衛生管理組合を知っていただくこと、ということが必要だと思っておりますし、本庁移転に際しましては、その本庁がそういう機能を果たせるよう、これからその内容についてもしっかりと固めていきたいというふうに考えております。

○谷 直樹委員長 大河委員。

○大河直幸委員 今、専任副管理者から本庁移転のことについても言及がございましたが、私は本当にいい機会だというふうに思っています。本庁が移る際には、やはり住民の皆さんがそこに来られて環境の問題などを学ぶ、また自主的に参画をしていただくような場として、城南衛生管理組合の役割を今後も果たしていくということをぜひ期待して終わりたいと思います。

○谷 直樹委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷 直樹委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 先ほど、過去の手数料の経過で間違いがありましたので、訂正させていただきます。

まず、昭和45年、244円と申しましたけども、世帯割で40円、人員割が60円となっております。昭和56年は、先ほど、これは変わりませんが、世帯割170円、人員割で230円。世帯割というのが基本料金、それに人が増えれば増えていくという形になります。

以上でございます。

○谷 直樹委員長 ほかに質問はないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上で全ての審査を終結いたします。

## [討 論]

○谷 直樹委員長 これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷 直樹委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

## [採 決]

○谷 直樹委員長 これより議案第5号を採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷 直樹委員長 全員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正・副委員長にご一任を願いたいと思います。また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任を願いたいと思います。

それでは、予算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、終始熱心なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対し、ここに改めてお礼を申し上げます。また、あわせて岩田副委員長のご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めてお礼を申し上げます。

本日で、予算特別委員会の審査は全て終了したわけですが、改めて皆様にご挨拶を申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

予算特別委員会の閉会に当たりまして、管理者から発言の申し出がございますので、お受けしたいと思います。

山本管理者。

○山本 正管理者 予算特別委員会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

谷委員長、岩田副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、終始ご熱心な審査をいただきまして、まことにありがとうございます。そして、ただ今ご可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の審査を通じて委員各位からいただきましたご指導、ご意見をしっかりと念頭に置きまして、適正な予算執行に一層努め、住民感覚に沿った組合運営に全力を傾注いたしてまいり所存でございます。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましては、安心・安全な工場運営に万全を期すとともに、引き続き構成市町との連携を強め、管内の生活環境の保全と循環型社会の構築に向けた組合の使命をしっかりと果たしてまいりたいと存じます。

委員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ご臨席を賜りました松峯議長、小北副議長に厚く御礼を申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○谷 直樹委員長 以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでございました。

午後 2 時 4 0 分閉会